

一般財団法人化学研究評価機構 食品接触材料安全センター様により、2026 年 4 月 1 日の前報に続き、ご翻訳、ご解説をいただいた資料となります。一般財団法人化学研究評価機構 食品接触材料安全センター様のご厚意により、当会 WEB サイトにても配信させていただくことになりました。包装関係皆様にとっても、ご参考になるものと存じておりますので、是非ご一読の上、ご活用いただければ幸いに存じ上げます。

2026 年 8 月 5 日

欧州委員会は PPWR よくある質問(FAQ)改訂版を公表

(一財) 化学研究評価機構
食品接触材料安全センター 石動正和

解説

・2026 年 3 月 30 日欧州委員会は FAQ 初版を公表した。8 月 12 日施行が迫る中、8 月 3 日改訂版を公表した。初版が 52 ページであったのに対し、改訂版は 65 ページとなっている。また【新規】 Q&A が 26 件、【改訂】 Q&A が 7 件確認できる。

・【新規】 Q&A の中でも注目されるのは、第 3 国から包装を輸入する事業者が留意すべき点である (X.11))。

11) 第 18 条は輸入事業者に対する義務を定めている。輸入事業者はどのような点に留意すべきか？ 【新規】

第 3 国から包装を輸入する場合、輸入事業者は、EU 域外に拠点を置く製造事業者が PPWR の適用要件を遵守していることを確認する責任を負う。これを証明するため、輸入事業者は 2026 年 8 月 12 日時点で、以下の事項が満たされていることを確認しなければならない：

- ・ 第 3 国の製造事業者が第 38 条に規定される適合性評価手順を実施し、適合宣言を作成していること。
- ・ 製造事業者が第 15 条(5)及び(6)に規定される要件を遵守していること。
- ・ 包装に所定の文書が添付されていること。

この内容は、EU 域外の事業者に直接言及するものではないが、事実上、輸出する包装の適合性確認、適合宣言の作成と添付を求めたものとして注目される。

・一方、輸入された包装に不適合が認められたときの対応も注目される（XVI. 1）。

1) 2026 年 8 月 12 日時点で適用されるルールに包装が適合していない場合、その製品は EU 市場から販売禁止されるか？ 【新規】

いいえ。2026 年 8 月 12 日から適用される義務の執行によって、貿易の流れ、サプライチェーン、又は消費者の商品へのアクセスが阻害されるような事態は避けるべきである。

PPWR 第 62 条に基づき、加盟国が同条に規定される不適合の事例を把握した場合、まず当該経済事業者に対し、その不適合を是正するよう求めなければならない。言い換えれば、加盟国側が何らかの措置を講じる前に、経済事業者は不適合が確認された旨の警告を受け、是正措置を講じる機会を与えられる必要がある。

この内容は、輸入品に不適合が認められたとき、いきなり罰則の適用に進むのではなく、まず行政指導が行われる可能性を示唆したものとして注目される。

・今回の改訂版において、最も懸念される食品包装の PFAS 適合確認に対する新たな情報は確認できない。

欧州委員会「包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関する FAQ」2026 年 8 月 3 日改訂版
https://environment.ec.europa.eu/publications/faq-packaging-and-packaging-waste-regulation-ppwr_en

I. 対象及び適用範囲に関する序論

本書は本文書の第 2 版である。2026 年 3 月に発行された初版と比較して、新規情報及び更新情報が含まれている。初版以降に加えられた変更点は、文書全体を通じて適宜「新規」又は「更新」と明記される。

規則(EU) 2025/40[1]は、欧州連合 (EU) 全体における包装及び包装廃棄物に関しハーモナイズした法的枠組みを確立するものである。その主な目的は、包装のライフサイクル全体を通じて生じる環境及び健康への影響を大幅に低減しつつ、域内市場の円滑な機能を確保することにある。本規則は、指令 94/62/EC[2]に代わるものとして、全ての経済事業者及び加盟国に対し、より明確かつ厳格で統一された要件を導入し、循環型経済への移行を促進する。

本規則の適用範囲は広範に亘る。EU に上市される全ての包装（空の状態か中身が入ってい

るかを問わず、使用される材料を問わず、また EU 域内で製造されたか第 3 国から輸入されたかを問わず）に適用される。また、EU 域内で発生する全ての包装廃棄物も対象となる。包装は広義に定義されており、製品の封入、保護、取扱い、配送、又は提示を目的とするあらゆる物品（その構成要素を含む）を指す。但し、製品と一体となっており、製品と共に廃棄される物品は除外される。

これらの規定を通じて、規則(EU) 2025/40 は、包装に関する各国の措置をハーモナイズさせ、市場の分断を防ぎ、持続可能な慣行を促進することを目指す。本規則は、リサイクル性やリユースの目標、有害物質の制限、環境に配慮した設計及び表示に関する要件などの義務を導入する。これにより、喫緊の環境課題に対処するだけでなく、複数の加盟国で事業を展開する企業にとって公平な競争条件を創出する。

PPWR は 2025 年 2 月 11 日発効し、その一般的な適用開始日は 2026 年 8 月 12 日だが、特定の規定については適用時期が異なる（例：リサイクル性、リサイクル材使用率の目標、包装の禁止、及び 2030 年までのリユース目標など）。 PPWR の主な規定は以下のとおり：

- 廃棄物発生抑制目標：2030 年までに 5%、2035 年までに 10%、2040 年までに 15%（2018 年比）（第 43 条）。
- リサイクル適性：全ての包装は、2030 年までに経済的に実行可能な方法でリサイクル可能でなければならない（第 6 条）。
- リユース目標：輸送用、E コマース用、及び飲料用包装について設定（第 29 条）。
- 制限事項：2030 年 1 月 1 日以降、特定のシングルユース包装形態を禁止（第 25 条及び附属書 V）；食品接触包装における PFAS 規制への適合（2026 年 8 月 12 日適用）（第 5 条(5)）。
- 空隙率の基準：集合包装、輸送用包装、E コマース用包装について最大 50%（第 24 条）。
- 義務的なデポジット返還システム：飲料缶及び PET ボトルに導入（第 50 条）。
- ラベル表示：全ての包装について、統一された分別用ラベルを表示（第 12 条(1)）。
- 拡大生産者責任（EPR）：生産者の義務を強化（第 44 条～第 47 条）。

本文書は、同規則の採択以降に欧州委員会環境総局に寄せられた質問への回答や、いくつかの論点の明確化を行う。本文書は、包装及び包装廃棄物に関する規則(EU) 2025/40 に関す

る欧州委員会通知（ガイダンス文書）（以下、「欧州委員会ガイダンス文書」）を補完する。

II. 定義

包装の定義

1) 「……空であるか、製品が入っているかに係らず……」という文言は、PPWR における「包装」及び「製造事業者」の定義を変更するものか？

第 3 条(1)ポイント(1)に包装の定義が記載されているが、これは指令 94/62/EC における包装の定義と比較し、実質的に変更されていない。但し、新しい定義には「……空であるか、製品が入っているかに係らず……」という文言が新たに追加されている。この新しい文言は、包装や製造事業者の定義を変更するものではなく、PPWR の適用範囲に含まれるあらゆる異なる実態や包装形態を網羅することを意図したものである。包装の定義に関する詳細については、欧州委員会ガイダンス文書を参照されたい。

2) 茶及びコーヒーの包装の定義において、なぜ「機械での使用」という点が、第 3 条(1)ポイント(g)にのみ記載され、ポイント(f)には記載されていないのか？

その文言は、フィルターコーヒー用・ティーバッグ用のシステムと、コーヒー抽出機用のシステムとの違いを示している。茶やコーヒーのカプセルが第 3 条(1)ポイント(1)(f)に該当するか、それともポイント(1)(g)に該当するかを判断する上で、「機械での使用」は重要な基準の一つである。また、透過性も考慮すべき要素となる。

この区別は、第 9 条に定められた堆肥化可能性の要件に関連して重要である。製品と共に使用・廃棄されることを意図した、透過性のある茶・コーヒー・その他の飲料用バッグ、又は茶・コーヒー・その他の飲料を含む使用後のソフトなシステム用シングルサーブ・ユニット（ポイント(1)(f)）については、堆肥化可能性が義務付けられる。一方、機械での使用を意図し、製品と共に使用・廃棄される、透過性のない茶・コーヒー・その他の飲料システム用シングルサーブ・ユニット（ポイント(1)(g)）については、その義務はない。但し、加盟国は、生ごみの適切な収集・処理インフラの存在など、特定の条件下において、後者のユニットについても自国内で堆肥化可能性を義務付けることを決定できる。なお、金属製カプセルに関しては、加盟国が堆肥化適格性を義務付けたり、禁止したりはできない。

3) 書簡、請求書、明細書、その他通信の役割を果たす文書を封入した封筒は、PPWR の下で「包装」と見なされるか？ 【新規】

ある物品が「包装」に該当するかどうかは、第 3 条ポイント(1)(1)に規定された包装の定義

に基づいて判断する必要がある。更に、同規則附属書 I には、包装と見なされる物品及び見なされない物品の例示リストが記載されている。

PPWR 第 3 条(1)において、包装は次のように定義される。「材料の如何を問わず、経済的事業者が、別の事業者又は最終消費者に対し製品を収容、保護、取扱い、配送、又は提示するために使用することを意図した物品であり、その機能、材料、設計に基づいて包装形態として区別できるもの……」

通信の機能を果たす書簡、請求書、明細書、その他の通信文書は、PPWR における包装の定義上、製品とは見なされない。これらの文書を封入する封筒は、「製品の収容、保護、取扱い、配送、又は提示」を意図したものではないからである。

これは、製品の収容、保護、取扱い、配送、又は提示を意図した空の封筒や、製品（カタログや雑誌など）を封入した封筒とは対照的である。これらは、いずれも包装と見なされる。

最後に、スーパーマーケットなどで消費者に私的使用目的で販売される空の封筒は、包装とは見なされない。

4) 販売用包装、グループ包装、輸送用包装の違いは何か？ 【新規】

販売用包装、グループ包装、輸送用包装は、その使用目的に基づき、PPWR においてそれぞれ個別に定義される。また、PPWR ではそれぞれ異なる要件が適用される。

販売用包装（第 3 条(1)ポイント(5)）とは、製品と共に、最終消費者への販売を意図した一つの単位を構成する包装のことである。販売用包装は、多くの場合、製品と直接接触しており、その製品特有のニーズや特性に合わせて調整される。また、一般的に、製品の商標や消費者への情報提供のためにも使用される。

グループ包装（第 3 条(1)ポイント(6)）とは、複数の販売単位（包装された製品）をまとめる包装のことである。多くの場合、特定の製品名が表示されており、製品の特性を変えることなく取外すことが可能である。その目的は通常、個々の製品に合わせて調整されており、例えば在庫管理や棚への陳列を容易にすることや、消費者が複数の製品を購入できるようにする（或いは購入を促す）ことなどが挙げられる。製品と共に販売されるか否かはケースバイケースであり、そのため、集合包装は事業所（商業施設等）で廃棄されることもあれば、消費者の家庭等で廃棄されることもある。輸送用包装（第 3 条(1)ポイント(7)）は、包装された製品の最外層を構成するものであり、販売単位の輸送時に使用される。これには、物流、

輸送、保管に関する情報が記載されていることが一般的である。輸送用包装は、包装された製品の損傷を防ぎ、取扱いを容易にする役割を果たすため、販売用包装や集合包装に比べて規格化が進んでおり、サイズが大きく、より堅牢な構造となっていることが多く、商業施設や産業施設において廃棄処理される。

但し、「最終消費者」への通信販売に使用される輸送用包装の一形態である「電子商取引用包装」(第3条(1)項(8)号)は、多くの場合、消費者の元で廃棄されることになる。

「製造事業者」の定義

5) 輸送用包装の製造事業者は誰か？ 【新規】

包装の定義(第3条(1)ポイント1)に基づき、輸送用包装は、「製品の収容、保護、取扱い、配送、又は提示」に使用する意図で製造され、上市される場合に、包装と見なされるべきである。

従って、輸送用包装の製造事業者は、空の包装が最終的な形態に達した段階で特定される必要がある。包装が最終的な形態に達したとは、それ以上構成要素や付随的な要素を追加することなく、輸送用包装として使用できる状態になったことを指す。この点において、製品の輸送、取扱い、又は販売に使用される包装物品の「組合せ」と、包装の真の「組立て」又は「加工」作業(現場での材料の成形や、それ自体では包装機能を持たない構成要素からの包装品目の作成など)とを明確に区別することが重要である。

複数の包装品目(テープ、ラップ、箱、パレットなど)を組合せて使用したからといって、個々の物品が最終的な形態になっていないわけではない。実際、包装された製品の1回の出荷の中に複数の製造事業者による包装が含まれる場合があり、各製造事業者は、包装を上市する際、EU適合宣言に必要な要件への適合を証明するための技術文書及び情報を提供しなければならない。

販売用包装、グループ包装、サービス包装、及び一次生産用包装の場合と同様に、輸送用包装に名称や商標が記載されていない場合、製造事業者を特定する決定的な基準は、誰がその包装の発注を行い、設計仕様を決定したかという点になる。ブランド名のない一般的な輸送用包装の場合、通常、その包装を物理的に製造した企業が製造事業者となる。輸送用包装に名称や商標が記載されている場合、その名称や商標の企業が製造事業者となる。詳細については、PPWRに関する欧州委員会ガイダンスのポイント2を参照されたい。

以下に、輸送用包装の製造事業者が誰であることを示す2つの例を挙げる：

- ・ 段ボール箱は、例え平らな状態で折り畳みが必要な場合であっても、最終的な形態に達していると見なされる。箱に名称や商標が記載されている場合、その名称を掲げる企業又は商標を所有する企業が「製造事業者」となる。ブランド名のない標準的な段ボール箱の場合、実際にその箱を製造した企業が「製造事業者」となる。出荷目的で箱にステッカーを貼付する場合、それは商標とは見なされず、当該企業は「製造事業者」とは見なれない

- ・ パレット上の梱包済み製品を固定するためのストレッチラップは、ロール状で販売される場合（たとえ、パレットの荷物を包むために切断されるとしても）、包装と見なされるべきである。ブランド名のないストレッチラップの場合、「製造事業者」とは、ラップを購入して商品固定に使用する企業ではなく、実際にラップを製造し、包装として上市する企業を指す。

6) ブランド名のある包装の「製造事業者」は誰か？ 【新規】

PPWR（第3条(1)ポイント(12)）によれば、包装に名称や商標が記載されていない場合、その包装又は包装済み製品を製造する自然人又は法人が製造事業者となる。

自然人又は法人が、自らの名称又は商標の下で包装や包装済み製品を設計又は製造させる場合、その者が製造事業者と見なされる。これは、包装や包装済み製品に別の商標が表示されているかどうかに関わらず適用される。

包装に名称や商標が記載されている場合、たと、別の事業者が実際に製造や充填を行う場合であっても、その名称又は商標の下で包装を上市する経済事業者が製造事業者となる。但し、当該経済事業者が零細企業であり、かつ販売事業者が同一の加盟国に所在する場合、包装又は包装済み製品の販売事業者が製造事業者となる。

PPWR に関する欧州委員会ガイダンスのポイント 2 では、次のように説明されている。「包装又は包装された製品に特定の名称や商標が記載されている場合、その名称や商標の所有者が『製造事業者』であると見なすことができる。なぜなら、その所有者はサプライヤーとの契約関係において決定権を有し、従って包装の特性を決定することも可能だからである」。自社の名称又は商標の下で包装や包装製品の製造を他社に委託する企業は、包装の特性（適合性評価に影響を及ぼし得る包装の商標を含む）を決定する立場にある。これは、経済事業者が単に標準化された包装オプションを選択し、設計や製造プロセスの変更を求めない場合であっても同様である。

7) 包装製品に一方の企業の名称と他方の企業の商標が記載されている場合、誰が「製造事業者」となるか？ 【新規】

包装上の名称や商標は、PPWR（第3条(1)ポイント(12)）に基づく製造事業者の地位を判断する上で同等の重要性を持つ。従って、ある企業が自社の名称（例えば、責任ある食品事業者として）の下で製品を製造・販売・流通させているものの、商標は別の企業のものを利用している場合、包装の設計や規格を決定する企業が「製造事業者」の地位を有することになる。例えば、商標所有者であるライセンサーが、自社の商標で上市される製品について、加盟国内又は世界規模で同一の包装を使用するよう特定の包装設計を指定する場合、その商標所有者が製造事業者と見なされる。しかし、包装に商標が記載されていても、包装の特性を決定しないライセンサーは、製造事業者とは見なされない。従って、誰が決定権を有しているかを特定するには、包装に名称や商標が記載されている両企業間の契約上の取決めに基づき、個別の事例ごとに評価を行う必要がある。

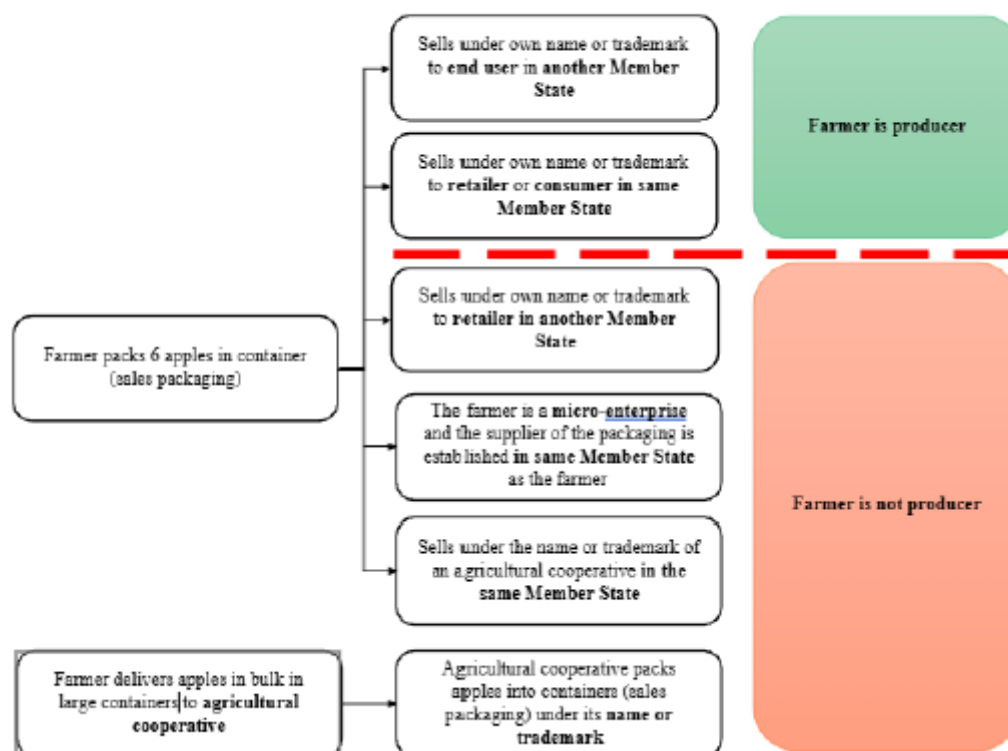
「生産者」の定義

8) 農家はEPRの義務の対象となる「生産者」に該当するか？

農家が「生産者」に該当するかどうかは、個別の状況による。拡大生産者責任の義務に関して、農家のような特定の部門に対する一般的な適用除外規定は存在しない。なぜなら、加盟国の領域内で初めて包装を上市する全ての経済事業者は、これらの義務を遵守しなければならないからである。以下は、農家が通常「生産者」と見なされる場合と、そう見なされない場合の典型的な例である：

- 農家が少数のリンゴを容器（販売用包装）に詰め、自らの名称又は商標を付して、同一加盟国内の小売業者又は消費者に販売する場合、その農家は生産者となる。
- 農家が包装されたリンゴを自らの名称又は商標を付して他の加盟国で販売する場合、そのリンゴの受領者が最終消費者である場合に限り、当該農家は生産者となる。即ち、他の加盟国の小売業者にリンゴを販売する場合、その農家は生産者とは見なされない。
- 農家が（多くの場合そうであるように）零細企業であり、かつリンゴ用容器の販売事業者が同一加盟国内に拠点を置いている場合、当該販売事業者が、農家及び販売事業者が所在する加盟国における生産者となる。
- 容器が、当該農家が所属する農業協同組合の名称又は商標の下で製造される場合、個々の農家ではなく、当該協同組合が生産者となる。
- 農家が大型容器（輸送用包装）でリンゴを農業協同組合に大量一括納入し、同組合がそのリンゴを自らの名称又は商標を付した容器（販売用包装）に詰め替える場合、当該農業協同

組合が生産者となる。



生産者の定義は、一次生産で使用される包装にも適用される。「一次生産」とは、「一次製品の生産、飼育、又は栽培（収穫、搾乳、及び屠殺前の家畜生産を含む）」を指すものと理解される[3]。例えば干し草のベール（梱包）に使用されるホイルや結束バンドなどの包装資材は、生産工程（この場合は同一農場内での作業）で使用される時点ではなく、ベールが市場に流通（上市）される時点において初めて「市場で利用可能になったもの」、即ち「包装」と見なされる。

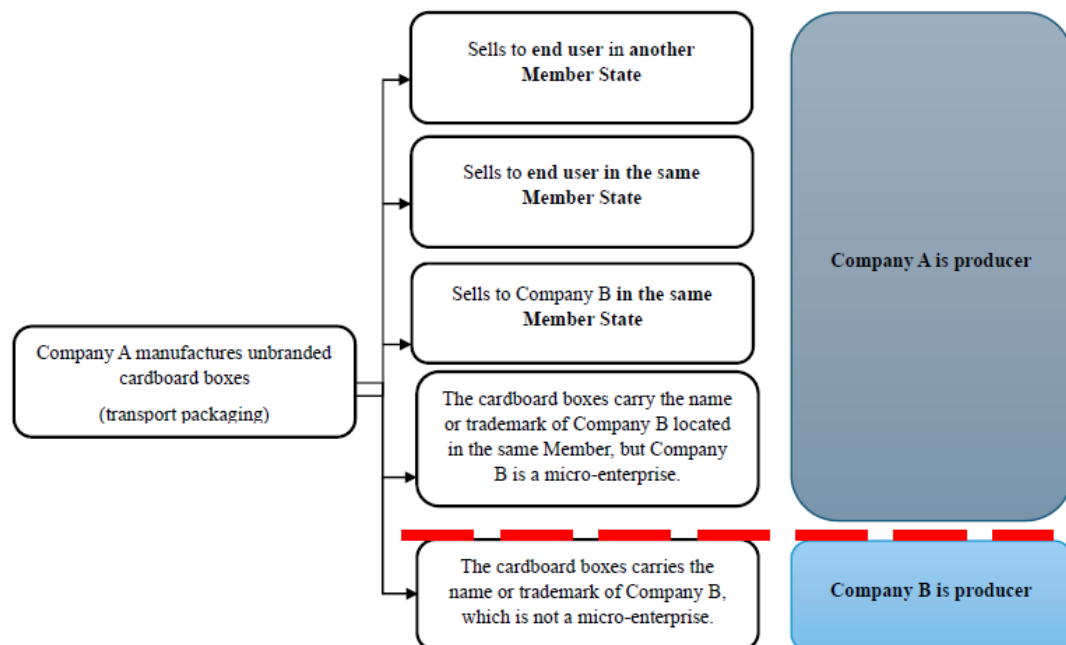
9) 輸送用包装の「生産者」は誰か？【新規】

輸送用包装の生産者は、当該包装が空の状態である時点で特定される必要がある（上記の「輸送用包装の製造事業者は誰か？」という説明を参照）。

輸送用包装の生産者に該当する典型的な例を以下に示す：

- A 社が、ブランド名や商標の付いていない標準的な段ボール箱を製造し、同一加盟国内の B 社に販売する場合、通常、A 社が生産者となる。これは、段ボール箱が平らな状態で販売され、後に組立てが必要な場合も同様である。

- A 社が段ボール箱を別の加盟国の C 社に販売し、C 社がその箱に製品を詰めて輸送する場合、通常、その加盟国における生産者は C 社となる。
- A 社が段ボール箱に製品を詰め、別の加盟国の最終消費者に販売する場合、通常、その加盟国における生産者は A 社となる。
- A 社が B 社の名称又は商標の下で段ボール箱を製造する場合、通常、その加盟国における当該箱の製造事業者及び生産者は B 社となる。但し、B 社が零細企業である場合は、A 社がその加盟国における製造事業者及び生産者となる。



包装の生産者の定義に関する詳細については、欧州委員会のガイダンス文書のセクション 3 を参照されたい。

10) 販売用包装が輸送目的でも使用される場合、「生産者」は誰か？【新規】

PPWR において、販売用包装は「販売時点において、製品と包装から成る販売単位を最終消費者に提供するように考案された包装」と規定される。一方、輸送用包装は「取扱いや輸送による製品の損傷を防ぐため、1 つ又は複数の販売単位（或いは販売単位の集合体）の取扱いや輸送を容易にするよう考案された包装」と規定される。

従って、定義上、輸送用包装は 1 つ又は複数の販売単位を輸送する役割を果たすものであり、本来の販売用包装に取って代わるものではない。販売用包装が輸送目的でも使用される場合、その包装は最終消費者に供給される包装済み製品の一部であり続け、空の輸送用包装として上市されるわけではない。

そのため、たとえ、その包装が輸送機能を果たしていたとしても、生産者を特定する上では、依然として販売用包装として扱われる。生産者とは、包装に内容物を充填し、当該加盟国において包装された製品を初めて利用可能にする経済事業者を指す。但し、その判断は常に、包装の設計、意図された用途、及びサプライチェーンの具体的状況を考慮した上で、ケースバイケースで行われる必要がある。

市場での利用可能化

11) 「市場での利用可能化」という文言が、ある場合には「EU 市場」を指し、別の場合には「加盟国の領域」を指すのはなぜか？

「市場での利用可能化」(第 3 条(1)ポイント(9)) 及び「上市」(第 3 条(1)ポイント(10)) の定義は、EU 市場を指すものである。これらの定義は、経済的事業者に直接適用される要件のハーモナイゼーションを反映し、PPWR 全体に適用される。

しかし、廃棄物削減やリサイクル目標、分別収集、拡大生産者責任といった廃棄物管理に関する規定においては、要件の対象は主に加盟国に向けられている。

上述の要件の適用範囲(領域的範囲)を反映するため、本規則では「加盟国の領域における利用可能化」(第 3 条(1)ポイント(11)) という用語を使用する。この定義は「市場での利用可能化」の定義と同じ意味を持つが、唯一の違いは、対象となる法の範囲を EU 市場ではなく加盟国の領域に限定している点である。

12) 生産者は、包装された製品がエンドユーザーに利用可能にされたのか、それとも更に利用可能にされた(転売等された)のかを、どのように判断できるか？

製品は、商業活動の一環として流通、消費、又は使用のために供給された時点で、市場で利用可能にされたと見なされる。エンドユーザーとは(一般消費者であれ、専門的なエンドユーザーであれ)、製品の提供を受け、かつ供給された形態のままその製品を市場で更に利用可能にすることのない個人又は事業体を指す。

従って、判断の決め手となるのは受領者の法的地位ではなく、製品がどのように使用されるかという点である。専門的なエンドユーザーは、自らの業務や生産プロセスで製品を使用し、かつ同じ形態のまま再販したり、再び上市したりしない場合、エンドユーザーと見なされる。

包装製品の生産者は、包装の性質や選択されたマーケティング・流通チャネルに基づき、意図された受領者が最終使用者（消費者又は専門家）であるか、或いは別の加盟国でその包装製品を再販する商業的購入者であるかを判断できるはずである。

なお、第3国からの輸入品などの包装された商品を受取り、取扱い業務（開梱、再梱包、小分けなど）を行う物流業者は、最終使用者とは見なされないことに留意する必要がある。

上市

13) 最終的な仕上げや組立てを行うために製造拠点間で製品部品を輸送する際に使用される包装は、「上市」と見なされ、従って PPWR の対象となるか？ 【新規】

PPWR 第3条(10)では、「上市」とは、「空の状態か製品が入っているかを問わず、包装を EU 市場において初めて利用可能にすること」と規定されている。また、PPWR 第3条(9)では、「市場において利用可能にすること」を、「有償か無償かを問わず、商業活動の一環として、EU 市場における流通、消費、又は使用のため、空の状態か製品が入っているかを問わず、包装を供給すること」と規定している。

包装は、上市される時点で PPWR のルールに適合していなければならない。包装が未だ上市されていない場合、例えば、製品部品の責任を負う企業自身がその包装を製造し、いかなる商業取引の一部にもなっていないようなケースでは、PPWR のルールの対象とはならない。

しかし、自社で製造していない輸送用包装を使用して自社の2つの拠点間で部品を輸送する場合、その包装は上市されたと見なされるため、PPWR が適用される。

更なる明確化

14) 飲料用ボトルの王冠は、一体型の構成要素か、それとも別個の構成要素か？

ガラス瓶用の王冠は、本規則第3条(1)ポイント(44)に基づき、別個の構成要素と見なされる。こうした、ボトルに恒久的に取付けられていないキャップ）は、製品にアクセスするため、ひいては包装ユニットの機能性を確保するために、主要な包装ユニットから完全かつ恒久的に分離される必要があるからである。リサイクルを考慮した設計（DfR）に関する今後

の委任法において、一体型及び分離型の構成要素に関するルールが更に具体的に定められる予定である。

15) 危険物の内陸輸送に関する指令 2008/68/EC[3]に規定されている適用除外措置は、危険物の輸送に使用される全ての包装に適用されるか？ また、これらの適用除外措置は、危険物以外の輸送にも適用されるか？【更新】

リサイクル性、リサイクル材含有率、及びリユース目標に関する規定には、危険物の輸送に使用される包装に対する特定の適用除外措置が含まれている。指令 2008/68/EC に従って危険物の輸送に使用される包装であれば、たとえ、国連の承認を必要としないもの（例：「限量（LQ）」表示の下で使用される包装）であっても、PPWR の適用除外措置が適用される。

非危険物の輸送に使用される国連承認包装については、PPWR のルールが適用される。

III. 懸念のある物質

1) ESPR (持続可能な製品のためのエコデザイン規則) を参照する「懸念のある物質 (SoC)」の定義において、ESPR 第 2 条(27)ポイント(a)、(b)、(c)、(d)に挙げられた条件は、累積的なもの（全てを満たす必要があるもの）として考慮されるべきか？ また、「それが含まれる製品の材料のリユース及びリサイクルに影響を及ぼす」という文言はどのように解釈されるべきか？

ある物質が SoC[4]と見なされるためには、ESPR 第 2 条(27)ポイント(a)から(d)に挙げられた条件のうち、いずれか一つが満たされれば十分である。

「リユース及びリサイクルに影響を及ぼす…」という文言の意味に関して、欧州委員会及び欧州化学品庁（ECHA）は現在、人の健康に影響を及ぼす可能性があり、かつ包装のリユース適性やリサイクル性に影響を与え得る SoC を特定するための調査を行っている。

2) 物質と懸念のある物質（SoC）の違いは何か？また、ESPR と PPWR は、懸念のある物質（SoC）を同様に扱っているか？

「懸念のある物質（SoC）」の定義は ESPR (同規則第 3 条(1)ポイント 4) を参照しており、これは PPWR と ESPR において懸念のある物質が同様に定義されていることを意味する。ESPR は懸念のある物質を特定するための基準を定めている。これらの基準は主に、CLP 規則[5]に基づく有害性や分類を根拠としているが、当該物質を含む製品のリユースやリサイ

クルに影響を及ぼすかどうかとも考慮事項に含まれている[6]。これらの条件は累積的なものではなく、いずれか一つの条件を満たせば、その物質は SoC と見なされる。

3) PPWR は、懸念のある物質 (SoC) の追加やリサイクル材の使用にどのように対処するのか？

本規則の目的は、包装における SoC の含有を最小限に抑えることである。そのための手順として、まず懸念のある物質を特定する。続いて、リサイクルに関連する物質については、PPWR 第 6 条(4)に基づき採択される「リサイクル設計 (DfR)」基準を通じて、或いは人の健康や環境に影響を及ぼす物質については REACH 規則の制限事項を更新することを通じて、その使用を制限する。対象となる物質の特定作業は、欧州委員会と欧州化学品庁(ECHA)主導の調査を通じて現在進行中である。

4) 懸念のある物質 (SoC) の定義に該当し得る物質はどれくらいあるのか？

包装における懸念のある物質 (SoC) の具体的な数や一覧は、現時点では存在しない。欧州委員会と ECHA は、第 5 条(2)に定められた実施義務を果たすための調査を行っており、その中でこの問題についても検討し、包装の製造や廃棄物処理に関して現在入手可能な情報に基づいた SoC のリストを作成する予定である。懸念のある物質 (SoC) を特定するために、規則(EU) 2024/1781 (ESPR) 第 2 条(27)に記載された各基準について参照できる情報源がいくつかある (例：ECHA[7]が管理する「認可対象となる高懸念物質 (SVHC) の候補リスト」)。また、物質及び混合物の分類、表示、包装に関する規則(EC) No 1272/2008[8] 附属書 VI も、SoC を特定するための情報源として利用可能である。

5) 包装の販売事業者は、懸念のある物質 (SoC) に関するデータ要件をどのように遵守する義務があるか？

包装販売事業者の義務は、PPWR 第 16 条に詳述されている。これに基づき、販売事業者は、包装及び包装材料が同規則に適合していることを製造事業者が実証するために必要な全ての情報及び文書を、紙又は電子形式で製造事業者に提供しなければならない。製造事業者は、包装に含まれる PFAS やその他の SoC を特定し、PPWR 第 5 条への適合を示す適合宣言を作成するために、包装の販売事業者や加工業者からこれらの情報を入手する必要がある。

6) SoC の濃度限度はどのような値に設定されているか？

同規則には、材料及び排出物中の SoC 含有量を最小限に抑える義務が含まれている。その

根本的な原則は、人の健康と環境を保護すること、即ち容認できない影響を回避することにある。同規則は、SoC に対する一般的濃度限度を定めてはいない。しかしながら、特定の物質（PFAS や特定の重金属など）については、個別の濃度限度が設定されている。

SoC に関する更なる情報や知見は、現在進行中の欧州委員会及び ECHA が主導する調査から得られると見込まれている。しかし、SoC の基準を満たす物質は、既存の SoC の定義に基づき、既に製造事業者が特定することが可能である。SoC の基準は主に有害性に関するものだが、ケースバイケースで、リサイクルやリユースに関連する考慮事項も含まれる。

包装中の SoC について新たな濃度限度が設定される可能性は、欧州委員会が 2033 年までに実施する評価の結果として生じる可能性がある。この評価では、本規則が包装中の SoC の存在及び濃度の最小化に十分に寄与したかどうかを検討される予定である。更に、欧州委員会は、リサイクルに影響を及ぼす懸念のある物質（SoC）の含有を制限するため、第 6 条(4)に基づき委任法を採択することができる。

7) PPWR 第 5 条(1)の適用開始日はいつか？

本規則、ひいては懸念のある物質の含有量を最小限に抑える義務は、2026 年 8 月 12 日から適用される。従来の PPWD においても、包装又はその廃棄物残渣が焼却又は埋立て処分される際に排出物、灰、又は浸出水に含まれる懸念のある物質を最小限に抑える義務が定められており、4 種類の重金属（鉛、カドミウム、水銀、六価クロム）については具体的な濃度限度値が設定されていた。

8) 製造事業者は、包装中の懸念のある物質（SoC）を最小限に抑える義務に関する第 5 条(1)への適合をどのように証明できるか？ 【新規】

第 5 条(1)に規定される一般原則は、既存のハーモナイズした規格である EN 13428:2004 「包装—製造及び組成に関する要件—発生源での削減による防止」附属書 C（危害物質又は危害調剤の最小化及び適合性の実証）に沿って評価されるべきである。この附属書には、特定の包装を上市する責任を負う経済事業者が、最小化を判断し実証するために講じるべき手順が記載されている。

9) ハーモナイズした規格 EN 13428:2004 は、SoC に関する要件への適合を確保するために依然として適用可能か？ 【更新】

PPWR において、SoC に関する要件は強化された。PPWR の下で、包装は、材料そのもの、

及び排出物や廃棄物における「懸念のある物質の存在及び濃度」が最小限になるように製造されなければならない。また、これらの要件は、単なる廃棄段階の処分だけでなく、リユース、リサイクル、及び化学的安全への影響とも明確に関連付けられている。EN 13428:2004 は、PPWR 第 5 条で求められるようなライフサイクル全体への影響ではなく、主に排出物や廃棄における危険物質の最小化に焦点を当てている。更に、同規格は、REACH 規則に基づく SVHC、CLP 規則の危害害性区分、リサイクル性への影響など、PPWR で拡大された危害性の範囲を反映していない。

従って、既存のハーモナイズした規格 EN 13428:2004[9]附属書 C（「危害物質又は危害調剤の最小化及び適合性の実証」に関連）は、もはや SoC に関する新しいルールへの適合の推定根拠とはなり得ない。但し、ハーモナイズされた更新規格が利用可能になるまでは、既存の規格 EN 13428:2004 を使用することができる。

10) 製造事業者は、包装中の重金属の許容限度値に関する第 5 条(4)への適合をどのように証明できるか？ 【新規】

これは新しい義務ではない。製造事業者は、廃止された包装・包装廃棄物指令[10]第 11 条の下で、既にこの義務を遵守する必要があった。適合性を実証するためには、CEN 報告書 CR 13695-1/2000「包装－包装に含まれる 4 種類の重金属及びその他の有害物質、並びにそれらの環境への放出の測定及び検証に関する要件－第 1 部：包装に含まれる 4 種類の重金属の測定及び検証に関する要件」を使用することが推奨される。

11) 包装中の懸念のある物質（SoC）の含有量を最小限に抑える義務は、全ての経済事業者に適用されるか？

この義務は、規則（第 3 条(1)ポイント(10)）の定義に基づき、上市される全ての包装に適用される。包装を上市する製造事業者、又は製造事業者が零細企業である場合はその販売事業者が、これらの規定が遵守されていることを確認しなければならない。

12) 食品接触に敏感でない包装について、懸念のある物質（SoC）の最小化義務はいつから適用されるか？

第 5 条(1)に規定される SoC の最小化に関する一般的な義務、及び第 5 条(4)に規定される 4 種類の重金属に関する制限値は、2026 年 8 月 12 日より全ての包装に適用される。第 5 条(5)で定められる PFAS に関する制限値は、食品接触材料にのみ適用される。

13) 加盟国は、懸念されると判断した物質に関するデータを 2025 年 12 月 31 日までに提出することができる。加盟国が新たな懸念のある物質について欧州委員会に通知した場合、その情報は、欧州委員会が 2026 年に報告書を提出する前に閲覧可能になるか？

PPWR 第 5 条(2)に基づき、加盟国は SoC に関する関連情報を 2025 年 12 月 31 日までに欧州委員会に通知することとされている。この情報は、調査の策定過程において考慮される。SoC の監視は、欧州委員会にとって継続的な業務である。

14) 包装及び包装廃棄物中の重金属濃度レベルに関して、欧州委員会決定 2001/171/EC[11]で導入されたガラス包装に対する適用除外措置は、引き続き適用されるか？

欧州委員会決定 2001/171/EC は引き続き適用され、PPWR によって廃止されていない。即ち、リサイクルガラスの添加に起因する場合、包装における鉛、カドミウム、水銀、及び六価クロムの合計濃度が重量比で 100 ppm の制限値を超えても許容される。但し、製造工程において、鉛、カドミウム、水銀、又は六価クロムを意図的に添加することは認められない。欧州委員会は、第 5 条(4)で定められた制限値を変更する委任法を採択できるが、それは許容される合計濃度レベルを引き下げる場合に限られる。欧州委員会には、PPWR で規定された重金属規制の適用開始日を延期する権限はない。

15) 食品接触材料に関する規則(EC) No 1935/2004、食品接触用プラスチック成形品に関する規則(EU) No 10/2011[12]、残留性有機汚染物質 (POPs) に関する規則(EU) 2019/1021、及び REACH 規則は、PPWR における PFAS の禁止規定に関連して改正されるか？

PPWR は PFAS の禁止を定めるものではなく、最大濃度レベルを規定するものである。また、PPWR における PFAS の制限値が、他の「個別分野」の EU 法規に引き継がれるとも規定されていない。第 5 条(5)に基づき、FCM 規則、REACH 規則、又は POPs 規則の下での PFAS 使用に関する制限や禁止との重複が確認された場合、欧州委員会は PPWR における PFAS 制限の改正又は廃止の必要性を評価する。

16) 第 5 条(5)の PFAS 制限は、意図的に添加された PFAS と意図せず存在する PFAS の双方に適用されるか？

PPWR で採択された PFAS 制限は、意図的に添加された PFAS と意図せず存在する PFAS を区別していない。従って、第 5 条(5)の規定は双方に適用される。なお、特定の包装[13]を対象とした PFAS の予備的なラボ分析結果によると、実際には、PFAS が意図的に添加さ

れた包装のみが PFAS 制限値を超える結果を示した。

17) 制限は包装の製造に使用される材料のみに適用されるか、それとも材料及びそれに関連するインク、ワニス、接着剤などにも適用されるか？

この制限は、製造事業者が上市するインク、ワニス、接着剤などを含め、包装ユニット全体に適用される。製造事業者は、適合性を証明するために必要な技術文書を作成する責任を負う主体である（詳細については、欧州委員会のガイダンス文書を参照）。

18) 禁止対象となる PFAS のリスト（識別用の CAS 番号を含む）は公表されるか？

本制限の対象となる PFAS のリストは公表されない。この制限は、PPWR で規定された定義に該当し、包装に含まれている、或いは包装に混入している可能性のある全ての PFAS に適用される。

19) 食品接触用包装における PFAS の分析について EU レベルでの統一された手法が存在しない中、PFAS 制限はどのように執行されるのか？

欧州委員会のガイダンス文書で説明されている通り、欧州委員会は PFAS 制限の執行に関して、各国の市場監視当局が統一されたアプローチを取れるよう取り組んでいる。食品接触用包装中の PFAS に関する統一された試験プロトコルを策定するため、産業界のステークホルダー、市民社会団体、及び加盟国の所轄の官庁を交えた集中的作業が進められている。この取組みには、食品接触材料に関する EU 基準研究所 (EURL) との連携も含まれており、同研究所は食品接触材料に関する各国の基準研究所 (NRL) のネットワークを統括している。

20) PFAS 制限の執行における出発点は「全フッ素分析」となるようだが、どのような試験機関がこの分析手法を提供しているか？

全フッ素又は全有機フッ素の分析を提供する民間及び大学の試験機関は、既に多数存在する。PPWR の PFAS 制限を見据え、他の多くの民間試験機関や認定試験機関が試験能力の構築に投資すること、また、既に実施している機関がその能力を増強することが予想される。

21) 「各種ガスに使用される再充填可能なスチール製シリンダー」（PPWR 附属書 I）は、重金属の含有量の上限を 100 mg/kg と定めた PPWR 第 5 条第 4 項を遵守する必要があるか？ **【新規】**

再充填可能な容器でのガス輸送は、指令 2008/68/EC[14]を遵守しなければならない。同指令は、道路による危険物の国際輸送に関する協定 (ADR) [15]を、法的拘束力ある EU 法規として直接的に実施するものである。ADR は、気密性のある圧力容器の使用を義務付けており、規格を通じて、PPWR 第 5 条(4)で規定された濃度を大幅に上回る鉛を含む銅・亜鉛・鉛合金の使用を規定している。こうした状況下において、PPWR 第 5 条(4)の制限は、ADR で義務付けられた安全コンポーネントに関し、技術的に実行可能な代替手段が存在しない場合には適用されないものとされている。これは、PPWR と指令 2008/68/EC との間に抵触が生じた場合、後者が優先されると定めた PPWR 第 2 条(2)の規定に沿うものである。

IV. リサイクル性

1) リサイクル性性能等級の評価において：

- 包装ユニットはどのように規定されるか、
- 一体型コンポーネントと分離型コンポーネントの違いは何か、そして
- 包装ユニットの本体とは何か？

「包装ユニット」は、本規則の第 3 条(1)ポイント(45)において、製品の収容、保護、取扱い、配送、保管、輸送、又は提示といった包装機能を全体として果たす単位（一体型又は分離型のコンポーネントを含む）として定義されている。包装ユニットは、販売時点より前に廃棄される「グループ包装」や「輸送包装」の単位とは独立したものである。「包装ユニット」という用語は、PPWR 内で使用されている「包装ユニット」と同義であると見なすものとする。一体型コンポーネント及び分離型コンポーネントについても、本規則第 3 条(1)ポイント(43)及び(44)にそれぞれ規定されている。

包装ユニットの具体例として、販売時点で消費者に提供されるプラスチック製のケチャップボトルが挙げられる。このようなケチャップボトルは、以下の包装コンポーネントで構成されている：プラスチックボトル、取外し可能なクロージャー（例：剥がし取り可能なホイル。通常、消費者が製品にアクセスするために完全に取外すもの）、ラベル、及びクロージャーシステム。もし、ケチャップを使用するために消費者が取外し可能なクロージャーを完全かつ恒久的に分離する必要がある場合、そのクロージャーは「分離型コンポーネント」と見なされるべきである。クロージャー・システム（クロージャーやキャップなどの閉鎖機構）に関しては、通常、消費者が完全かつ恒久的に分離する必要はなく、従ってケチャップボトルと一緒に廃棄される。ケチャップボトルのクロージャーシステムが消費者による分離を意図していないものであるとすれば、それは一体化された構成要素と見なすべきである。ラベルについても、通常はプラスチックボトルに貼り付けられており、ケチャップボトルと一緒に廃棄される。そのため、ラベルも一体化された構成要素と見なされる。この文脈におい

て、プラスチックボトル本体が包装ユニットの主要部分となる。

こうした背景を踏まえると、包装ユニットの主要部分とは、重量比で最大の割合を占める包装部分（但し、軟包装におけるクロージャーを除く）であると考えられる。

第6条第9項によれば、「包装ユニットに一体化された構成要素が含まれる場合、リサイクル設計基準及び大規模リサイクル要件への適合性評価には、全ての一体化された構成要素を含めるものとする。輸送中又は選別中の機械的応力によって互いに分離し得る一体化された構成要素については、個別に評価を行うものとする」とされる。

2) 特定の包装又はその構成要素について、市場にリサイクル可能な代替品が存在しない場合、当該包装又は構成要素は第6条に基づく適用除外の対象となり得るか？

リサイクル可能性義務からの適用除外は、第6条第11項に列挙されている。欧州委員会には、これら以外の適用除外を認める権限はない。但し、加盟国の所管の官庁から提起された革新的包装の事例については、欧州委員会は所管の官庁からの要請を評価し、第6条第4項に基づき、委任法を更新又は新規に採択しなければならない。革新的包装とは、「新規材料を使用して製造され、製品の封入、保護、取扱い、配送といった包装機能の大幅な向上と、全体として実証可能な環境上の利点をもたらす包装」と規定されている（第3条(1)ポイント(46)）。但し、「製品の見栄えやマーケティングの向上を主たる目的として既存の包装を改変した結果生じた包装」は除外される。

欧州委員会は、第6条(11)に含まれる適用除外措置及び第6条第10項に含まれる革新的な包装に関する適用除外措置の影響を監視し、必要に応じて本規則の改正を提案する場合がある。

従って、ある包装又はその構成要素が、第6条(11)に定められた適用除外の対象とならず、かつ「革新的な包装」にも該当しない場合、製造事業者は、DfR（リサイクルを考慮した設計）要件を規定する第6条(4)に基づく委任法の発効から2年後、又は2030年のいずれか早い時点までに、DfRガイドラインに適合するように包装設計を改善しなければならない。リサイクル不可能な一体型構成要素は、包装ユニットのリサイクル性能等級を低下させたり、或いは包装ユニット全体を不適合と見なされる状態にしたりする可能性がある。

3) 適用除外を認めるためのプロセスはどのようなものであり、完了までの想定期間はどのくらいか？ また、欧州委員会は革新性を評価する際、どのような具体的な基準を用いるのか？

そのプロセスは第 6 条(10)に概説されている。加盟国は、同条項に定められた規則を尊重しつつ、自国の法制においてこのプロセスを実施する際の裁量権を有している。

評価基準は第 3 条(1)ポイント(46)に概説されており、欧州委員会は現時点で、この点に関する追加のガイダンスを採択する予定はない。リサイクル性要件の適用除外を利用する製造事業者は、技術文書においてこれらの基準への適合を証明する必要がある。

4) 加盟国は、独自の「環境配慮型調整」基準を適用できるか？

第 6 条(4)(d)に基づき、欧州委員会は、生産者が第 45 条(1)に定める EPR 義務を遵守するために支払うべき金銭的拠出金の調整に関する枠組みを策定する。

このハーモナイズされた枠組みは、規制の断片化を防ぎ、経済事業者（特に複数の加盟国で包装を上市する事業者）にとっての法的予見可能性を確保し、同時に、より持続可能な包装設計を促進することによって、EU 域内市場の適切な機能を保証するために必要である。もしリサイクル性性能に基づく各国の制度がそれぞれ異なれば、域内市場における貿易の障壁や競争の歪みが生じる恐れがある。

このハーモナイズした枠組みは、拠出金の具体的金額を定めるものではなく、リサイクル性評価によって得られたリサイクル適性性能等級に基づき、EPR 拠出金を調整するための基準を統一するものである。ハーモナイズした環境配慮型調整規則が発効するまでの間、加盟国は、PPWD の下で採択された自国の規定に従い、包装のリサイクル性に基づいて拠出金を調整し続けることができる。その際、加盟国は、当該措置が域内市場に及ぼし得る影響を考慮しなければならない。国内の環境配慮型調整措置が、製品に影響を及ぼす技術規則又は規定に該当する場合、それらは TRIS（技術規則情報システム）通知システムを通じて、指令(EU) 2015/1535[16]に従い欧州委員会に通知されなければならない。

「リサイクルを考慮した設計」に関する委任法が発効すると、包装のリサイクル性能等級に基づいた EPR 拠出金の環境配慮型調整措置に関するハーモナイズした枠組みが確立される。加盟国には、このハーモナイズした枠組みを適用することが義務付けられることになる。この義務は、EU 全体で環境配慮型調整措置のルールを一貫して適用し、物品の自由な移動を確保することを目的としている。

但し、加盟国は引き続き、リサイクル材含有量、懸念のある物質の有無、又は包装のリユース可能性といった他の基準に基づいて、生産者の拠出金を環境配慮型調整措置が可能であ

る。加盟国がプラスチック包装のリサイクル材含有量に基づく環境配慮型調整措置の導入を決定する場合、2026 年末までに欧州委員会が第 7 条(9)に基づき策定する、リサイクル技術の持続可能性基準及び環境コストを考慮に入れることが求められる。

5) 加盟国がリサイクル目標を達成できなかった場合、「大規模」リサイクル性評価においてその点を考慮に入れる仕組みは想定されているか？

「大規模」評価は、附属書 II の表 2 に記載された包装カテゴリーごとに、EU レベルで達成すべき 55%[17]というリサイクル目標に基づいて行われる。欧州委員会は、包装及び包装廃棄物管理に関する技術的・科学的進展に合わせて、これらのカテゴリーのリストを修正する権限を有している。この「大規模」評価は、国レベルで達成されたリサイクル率に基づくものではない。従って、特定の加盟国が特定のリサイクル目標を達成できなかったという事実を考慮に入れるような特定の仕組みを、「大規模」リサイクル性評価に設ける必要はない。

しかしながら、全ての加盟国が、EU 全体でのリサイクル率及び二次原料の利用可能性を向上させるために、収集・選別・リサイクルシステムの最適化に努めることが重要である。本規則は、デポジット返還システムの導入義務、統一された廃棄物選別ラベルの表示義務、加盟国による収集目標設定の義務、及びリサイクル可能な包装の埋め立てや焼却の禁止など、いくつかの支援策を規定している。これらの要件の実施は、EU 全体のリサイクル率向上に寄与し、それによって事業者が「大規模な」リサイクル要件を達成することを可能にする。

6) 第 6 条(11)(e)に基づく乳幼児用食品の適用除外の範囲はどのようなものか？

規則(EU) No 609/2013[18]に言及されている乳幼児用食品の適用除外は、同規則第 2 条(2f)の定義に沿って解釈されるべきである。従って、この適用除外は、乳幼児の消費向けに販売される全ての果汁、ピューレ、及びその他の製品を対象とするものと解釈すべきではない。

7) 「大規模な」リサイクル可能性の評価は、発生源、部門、又は種類に係らず、発生した全ての包装廃棄物に基づいて行われるか？

「大規模な」リサイクル可能性の評価、及び全ての包装について 55%、木材について 30%とされる関連リサイクル目標は、発生源（家庭系、商業系、産業系廃棄物）、部門、又は種類に係らず、EU 域内で発生しリサイクルされた全ての包装廃棄物を対象とする。リサイクル率の計算は、改正後の欧州委員会決定 2005/270 に定められた既存のリサイクル率計算規則に基づくものとするが、同決定は、PPWR 第 56 条(7)に基づく新たな決定に置き換えられる予定である。

8) 第 6 条は、PPWR 第 6 条(1)に基づく要件が発効する前に EU に上市された、リユース可能な販売用包装及び輸送用包装に適用されるか？

リサイクル(14)では、「包装は、本規則に定められた、又は本規則に基づいて定められた持続可能性要件及び表示要件に適合する場合にのみ、上市されるべきである」（強調（注：斜体文字）は引用者）と説明されている。関連要件の適用開始日より前に EU に上市された包装（在庫品を含む）は、本規則又は本規則に基づいて定められた持続可能性及び表示に関する要件を満たす必要はなく、市場から回収する必要もない。

第 6 条第 2 項は、第 6 条第 4 項に基づき採択される委任法の発効日から 24 ヶ月後に上市される全ての包装について、同法に定められた DfR（リサイクルを考慮した設計）の原則に従ってリサイクル可能であることを求めている。この義務は、リユース可能かシングルユースか、或いは販売用包装、集合包装、輸送用包装のいずれであるかを問わず、あらゆる種類の包装に適用される。

従って、第 6 条第 4 項に基づく委任法は 2028 年 1 月 1 日までに採択される予定であるため、製造事業者が 2030 年 1 月 1 日より前に上市したリユース可能包装や輸送用包装は、リサイクル性要件に適合していない場合でも、市場に留まることができる。「上市」とは、個々の包装単位を指すものであり、包装の設計そのものを指すものではない。

9) コルク、軽量木材、繊維、セラミックス、ゴム、磁器、ワックス製の包装に対するリサイクル適性要件の適用除外は、2035 年まで有効か？

第 6 条第 1 項は、全ての包装がリサイクル可能であることを求めている。第 6 条第 11 項は、特定の包装材料及び分野にこの要件の適用除外を定めている。欧州委員会は、これらの適用除外を維持することが適切かどうかを検討するため、2035 年 1 月 1 日までにそれらを見直す予定である。この評価に基づき、適用除外の修正又は撤廃が提案される可能性がある。

コルク、軽量木材、繊維、セラミックス、ゴム、磁器、ワックス製の包装に関する除外規定は、販売用包装にのみ適用される。即ち、これらの包装については、上市の可否を判断するためのリサイクル性評価を受ける必要はない。

但し、リサイクル性に応じて EPR 手数料を調整する義務は、こうした販売用包装にも適用される。従って、当該包装のリサイクル適性評価は、EPR 手数料の調整額を決定する目的でのみ実施されることになる。

V. プラスチック包装におけるリサイクル材含有量

1) リサイクル材含有量要件への適合は、どのように証明すべきか？

PPWR におけるリサイクル材含有率の目標への適合は、附属書 VII に規定される通り、当該包装の技術文書において実証されなければならない。リサイクル材含有率の要件への適合については、以下のような例が挙げられる。

ある経済事業者が、ポリエチレン（注：テレフタレートが欠如）（PET）製のプラスチックトレイと、それに剥離可能なポリプロピレン（PP）製のクロージャーを組み合わせた製品を上市したとする。この場合、PET 製トレイと PP 製クロージャーは EU 域内の異なる製造工場で製造され、それらの構成部品を組み立ててクロージャー付きトレイにし、製品を充填して最終的に上市する経済事業者に供給されるものと想定できる。

トレイとクロージャーをそれぞれ製造する 2 つの工場は、第 7 条(2)に規定される構成部品の最低リサイクル材含有率要件への適合に関する情報を開示しなければならない。これらの工場からの情報に基づき、最終的にクロージャー付きトレイを上市する経済事業者（即ち製造事業者）は、リサイクル材含有率に関する法的要件への適合を証明する技術文書を作成しなければならない。

EU に輸入される中間的なプラスチック包装構成部品、空のプラスチック包装、又は充填済みプラスチック包装についても、同様の原則が適用される。また、経済事業者は、リサイクル材含有率に関する要件が、それぞれ第 7 条(9)及び(10)に基づく施行法で定められる持続可能性及び同等性の基準を満たしていることを確認しなければならない。

2) プラスチック包装のリサイクル材含有率の文脈において、「製造工場ごとの年間平均」とはどのように理解されるべきか？

「製造工場」とは、包装が製造される産業施設を指すものと理解される必要がある。「年間平均」とは、特定の製造工場において、特定の製造事業者向けに生産された各プラスチック包装の種類及び形態に含まれるリサイクル材（リサイクル材含有量）の量を、暦年（1 年間）を通じて算出したものを指す。製造工場は、特定の製造事業者への年間平均供給量がリサイクル材含有率の目標を満たしていることを証明する文書を提供する必要がある。

製造事業者は通常、1 つの製造工場で複数の包装形態を生産するため、包装の種類及び形態ごとにリサイクル材含有率の目標を計算する必要がある。

第7条(8)に基づき採択される施行法において、プラスチック包装のリサイクル材含有率を計算及び検証する方法に関するルールが概説される予定である。

3) 接着剤、塗料、インクは、プラスチック包装のリサイクル材含有率要件の対象となるか？

接着剤、塗料、インクは、PPWR でプラスチックとは見なされないため、リサイクル材含有率要件を満たす必要はない。これは、それらが包装ユニットの5%未満を占める場合であっても同様である。

4) プラスチック包装のリサイクル材含有量に関する環境表示は認められているか？

プラスチック包装のリサイクル材含有量に関する環境表示は、そのリサイクル材含有量がPPWR 第7条(1)及び(2)に定められた最低要件を超えている場合に認められる。

第14条では、経済事業者が「包装ユニット全体」、「リサイクル材を含む包装ユニットの一部」、又は「当該経済事業者が暦年内に市場に投入した全ての包装」について環境表示を行うことが認められると規定している。その例を以下の表に示す。

例	PPWR のリサイクル材含有量要件	環境表示の対象：	認められる環境表示
PP 製クロージャー付き PET ボトル	PET ボトル：30% PP 製クロージャー：10%	包装ユニット(ボトル及びクロージャー)	PET ボトルのリサイクル材含有量が 30%を超える、又は PP 製クロージャーのリサイクル材含有量が 10%を超えること。

環境表示を行うか否かに係らず、法的要件への適合性は技術文書において実証されねばならない。

5) 経済事業者は、どのリサイクル材含有量要件を満たす必要があるか、どのように判断すればよいか？ 【更新】

リサイクル材含有量要件は、販売用包装、グループ包装、及び輸送用包装のあらゆるプラスチック部分に適用される。

まず、経済事業者は、その包装が「接触に敏感な」ものかどうかを判断する必要がある。次に、その包装がどのようなポリマーで作られているかを特定する必要がある。これらの情報に基づき、経済事業者は満たすべきリサイクル材含有量要件を判断することができる。

この論理は以下の表に示される。

	包装形態	第 1 段階：その包装は内容物と直接接 触するものか？	第 2 段階：そのポリマーの素材は何か？	2030 年の適用目標
例 A	商品輸送用パレット包装フィルム	内容物と直接接 触しない	PET 以外	第 7 条(1)(d)、 35%
例 B	飲料用カートン	内容物と直接接 触する	PET 以外	第 7 条(1)(b)、 10%
例 C	シングルユースプラスチック飲料ボトル	内容物と直接接 触する	PET	第 7 条(1)(c)、 30%

6) リサイクル材含有率に関する要件は、2030 年より前に上市された包装にも適用されるか？

リサイクル材含有率に関する要件は、2030 年 1 月 1 日、又は第 7 条(8)に基づく施行法の発効から 3 年後のいずれか遅い日以降に上市される包装にのみ適用される。但し、期限前に製造事業者へ供給されたものの、当該製造事業者によって未だ上市されていない包装については、在庫の使い切りに関する特例措置は想定されていない。

7) ガラス瓶のプラスチック製キャップやラベルも、リサイクル材含有率の要件に適合する必要があるか？ 【更新】

第 7 条(5)(b)は、包装ユニットの総重量の 5%未満を占めるプラスチック部品を、リサイクル材含有率要件の適用除外としている。この適用除外はプラスチック部品にのみ適用され、プラスチック以外の材料には適用されない。

例として、金属製キャップとプラスチック製ラベルが付いたガラス瓶の場合、金属製キャップはプラスチック部品ではないため、リサイクル材含有率要件の対象外となる。一方、プラ

スティック製ラベルについては、その重量が包装ユニット（キャップとラベルを含む瓶全体）の総重量の 5%未満であれば、適用除外となる。

8) 牛乳用包装ではプラスチック製キャップへのリサイクルプラスチック使用が義務付けられているが、乳児用調製乳の包装では義務付けられていない。これら両製品に同じキャップを使用する事業者は、牛乳用包装の要件に適合するために、リサイクルプラスチック含有率の目標を達成する必要があるか？

2030 年以降、製造事業者は、上市される包装のプラスチック部分が、第 7 条(1)に定めるリサイクル材含有率の目標に適合していることを確保しなければならない。

牛乳は、リサイクル材含有率の要件の適用除外とはなっていない。従って、製造事業者は、牛乳の包装に使用されるプラスチック製キャップがリサイクル材含有率の要件を満たすようにする必要がある。一方、乳児用調製粉乳のプラスチック製キャップについては、第 7 条(4)ポイント(g)に規定される適用除外規定により、リサイクル材を含有することは求められない。

9) 第 7 条の適用除外規定において用いられている「接触に敏感なプラスチック包装」と「直接包装」との間には、どのような違いがあるか。

「直接包装」という用語は、「(…) 医薬品と直接接触する包装」[19]を指すのに対し、PPWR 第 3 条(1)ポイント(49)によれば、「接触に敏感な包装」とは、食品及び医薬品に使用することを意図した包装を意味する。

医療機器やその他の医薬品の文脈において、「直接包装」は一般的に PPWR 第 3 条(1)ポイント(49)「接触に敏感なプラスチック包装」に該当する。これら二つの概念は同一ではないが、PPWR 第 7 条の実施という目的においては、同様と理解されるべきである。

10) PPWR に基づくリサイクル材含有率に関する報告義務と、SUPD に基づく報告義務との間には、どのような関係があるか？

SUPD 第 6 条(5)(a)及び(b)（即ち、同指令附属書パート F に記載されている飲料用ボトルのリサイクル材含有率目標）と、それに関連する加盟国の報告義務を定めた第 13 条(1)(e)は、2030 年 1 月 1 日、又は第 7 条(8)に言及されるリサイクル材含有率の算定に関する施行法が発効してから 3 年後のいずれか遅い日まで、引き続き適用される。

PPWR と SUPD の間には適用範囲においていくつかの相違点があり、これらを考慮する必要がある：

- SUPD における目標は加盟国レベルで設定されている、PPWR では包装の種類・形態ごとに要件が定められており、その値は製造工場ごとの年間平均として算出される
- SUPD には複合材料に関する最低閾値が設けられていない PPWR には、包装ユニット重量の 5%未満を占めるプラスチック部分については適用を除外する規定がある。
- SUPD には、堆肥化可能なプラスチック包装に関する適用除外規定はない。

11) 輸入プラスチック包装に対するリサイクル材含有率要件

規則(EU) 2022/1616 及びその規定（特に第 6 条）は、輸入包装を含む、EU に上市される食品接触材料向けの全てのリサイクルプラスチックに適用される。

従って、リサイクル材を含むプラスチック材料を食品接触材料（食品接触包装を含む）として使用しようとする輸入事業者は、当該材料が以下に概説する要件に適合していることを確認する必要がある。適合していない場合、当該材料を食品接触用途（食品接触包装を含む）として上市できない。但し、他の用途に使用することは可能である。同規則第 6 条では、以下のことが義務付けられている：

- プラスチック廃棄物の分別収集。
- プラスチック廃棄物の選別からリサイクルに至る全ての活動を含む、第 6 条に基づく前処理活動について、第 3 者認証を取得した証明書。
- リサイクル材が規則(EU) 10/2011 に従って製造されたことの証明。

VI. 堆肥化可能性

1) 第 9 条(1)は、特定の種類の包装に対して堆肥化可能性要件を義務付けている。これらの種類の包装は、2028 年 2 月 12 日より前であっても、生ごみの回収ルートに投入することが認められるのか？

実際、本規則は包装の定義を変更し、使用後に中身が空にならないティーバッグやコーヒーバッグも対象に含めることとした。こうした新たな包装は、本規則が適用される日、即ち 2026 年 8 月 12 日以降、「包装」として分類されることになる。

堆肥化適格性に関する第 9 条は 2028 年 2 月 12 日から適用されるため、加盟国はそれ以前にこうした包装を生ごみ等の処理ルートで受け入れる義務はないが、受け入れることが推奨される。

2) 全ての産業用堆肥化施設が EN 13432:2000 に準拠して運営されているわけではないという事実に対し、製造事業者はどのように対応すべきか？ ハーモナイズした規格である EN 13432:2000 の認証を受けた堆肥化可能包装であれば、全ての加盟国の廃棄物処理事業者はそれを受け入れなければならないのか？

本規則には、堆肥化施設がハーモナイズした規格に準拠して運営されなければならないとは明記されていないが、欧州委員会は実際にはそのようになると見込んでいる。例えば、第 9 条(2)では、加盟国が「堆肥化可能包装が生ごみ廃棄物処理ルートに確実に回るようになるための適切な廃棄物収集スキーム及び廃棄物管理インフラ」の存在を条件として、堆肥化を義務付ける包装の国内リストに物品を追加する裁量を認めている。欧州委員会は、産業用堆肥化を代表する団体が、産業用堆肥可能性に関する規格の改定作業に十分に関与できるよう取り組んでいる。

3) 現在市場に出回っている堆肥化可能製品について、当該規則が発効し適用開始となった後も、経済事業者は引き続きその製品を販売できるか？

答えは「イエス」である。但し、その経済事業者が製品を販売している加盟国の領域において、特定の包装形態を堆肥化可能にしなければならないという明確な法的要件が存在する場合に限る。

欧州委員会ガイダンス文書ポイント 8 で説明されている通り、加盟国は 2026 年 8 月 12 日までの間、第 9 条(1)及び第 9 条(2)(a)に列挙された物品以外の包装形態についても、自国領域内において堆肥化可能とすることを決定する権限を有している。

VII. 包装の最小化

1) 包装の最小化に関する第 10 条(1)及び(2)は、いずれも 2030 年 1 月 1 日までに適用されるか？

そのとおり。第 10 条(1)及び(2)は、いずれも 2030 年 1 月 1 日まで適用される。2029 年末までは、PPWD の必須要件が引き続き適用され、従って既存の規格である EN 2004:13428 も適用される。これは、本規則第 70 条(1)(b)に基づくものである。

2) 第 10 条(2)にある「製品の見た目上の容積を増大させる」という用語は、どのように理解すべきか？

二重壁や上げ底といった特定の包装特性の使用は、それによって製品の見た目上の容積が増大する場合には認められない。

理解を深めるために、以下に例を挙げる。

例	包装の最小化	製品の見た目上の容積を増大させ得る選択
洗顔クリーム用の 50ml 入り プラスチック製又はガラス製 容器	プラスチック製又はガラス製の容器を、内部の製品を保護するために必要な最小限の容積に抑える	二重壁や上げ底を使用し、クリームの容量が 50ml を超えているように見せる 容器の周囲にボール箱を使用し、クリームの容量が 50ml を超えているように見せる

更に、PPWR の立法提案の根拠となった影響評価においても、「製品の見た目上の容積を増大させる」ことに関するいくつかの例が示されている[20]。全体として、経済事業者は、二重壁、二重底、前面フラップ、追加の層などが、他の方法では包装の機能性を確保できない状況、及び／又はそれらの構成要素が包装に正当な機能性を付加する場合にのみ使用されていることを証明しなければならない。これは、試験を通じて実証し、十分な根拠を提示することで技術文書において証明する必要がある。

3) 最も一般的な包装の種類や形態以外のものについて、包装の最小化要件はどのように実施されるのか？

欧州委員会は 2027 年 2 月 12 日までに、欧州標準化機関に対し、最小化要件への適合性を計算・測定するための方法論を定めるハーモナイズド規格の策定又は（必要に応じ）改定を要請する。これらの規格は、本規則附属書 IV に規定された変更後の性能基準を反映するために既存の規格 EN 13428:2004 を改定するものとなり、あらゆる包装について最小化要件への適合を実証するため方法論を概説する。採択されれば、経済事業者は改定された規格を使用できるようになり、それによって最小化要件への適合が推定されるという利点を享受できる。

更に、最も一般的な包装の種類や形態については、欧州委員会は欧州標準化機関に対し、適切な最大重量及び容積の制限、並びに（適切な場合）壁の厚さや最大デッドスペースを規定

する規格の策定を要請する。

4) 第 10 条(3)に言及される「最も一般的な包装の種類や形態」とは何か？

欧州委員会は、PPWR 第 10 条(3)に基づく今後の標準化要請において、「最も一般的な包装の種類や形態」を特定する。

これらの種類や形態は、業界やその他の利害関係者と協力して特定され、上市された個数に関する利用可能な市場データに基づいている。その際、包装の機能性、包装材料及び形状、並びに包装される製品を考慮した詳細さのレベルで分類が行われる。標準化要請の策定に当たって、最小化の可能性も考慮される。

5) 最小化要件の適用が免除される包装はどれか？

以下の包装は、最小化要件の対象外とされる（第 10 条(2)）：

EU 法規に基づき保護され、地理的表示の恩恵を受ける包装製品又は飲料（例えば、ワインについては規則(EU) No 1308/2013、蒸留酒については規則(EU) 2019/787、工芸品及び工業製品については規則(EU) 2023/2411 に基づくもの）、又は規則(EU) 2024/1143 に規定される品質制度の対象となるもの。

包装デザインが、閣僚理事会規則(EC) No 6/2002(64)に基づく共同体意匠、又は欧州議会及び理事会指令 98/71/EC(65)の範囲内の意匠権（加盟国のいずれかにおいて効力を有する国際協定を含む）によって保護されている場合。免除が適用されるためには、包装デザインは 2025 年 2 月 11 日までに保護されている必要があり、かつ、最小化要件の適用によって包装デザインの新規性及び独自性が損なわれるような影響が生じる必要がある。

包装形状が、規則(EU) 2017/1001(66)又は指令(EU) 2015/2436(67)の適用範囲に含まれる商標（加盟国のいずれかで効力を有する国際協定に基づいて登録された商標を含む）である場合、除外が適用される。除外が適用されるためには、商標は 2025 年 2 月 11 日までに保護されている必要があり、かつ、最小化要件の適用によって包装が影響を受け、当該商標によって表示製品が他社の製品と区別できなくなるように影響する必要がある。

事業者がこれらの免除を利用する場合、技術文書において関連する証拠を提出する必要がある。ライセンス番号の提示だけでは不十分である。また、その他の条件の存在及び評価についても証明する必要がある。

6) 包装の「形状」は、包装最小化評価にどのように影響するか？

まず、事業者は、自社の包装が、保護商標である形状に関する第 10 条(2)(a)の除外規定の対象となるか、また、同規定に定められた最小化要件の除買い条件を満たしているかを検討する必要がある。事業者は、これらの条件を満たしていることを証明しなければならない。

包装が除外規定の対象とならない場合、事業者は、第 10 条(3)に基づき欧州委員会から要請される包装最小化評価方法に関する最新の調和規格を適用する。このハーモナイズした最新の規格では、評価方法において包装の形状が考慮される。例えば、安全な取扱い設計、子供のアクセス防止、改ざん防止、盗難防止、偽造防止、危険警告、又は特定の製品特性など、包装の機能を実現するため特定の形状が必要な場合などが挙げられる。

7) PPWR における最小化要件と ESPR における最小化要件の関係はどのようなものか？

ESPR に基づく法規は、製品の環境持続可能性に関する側面が他の法規によって十分かつ適切に対処できない場合、又は対処されていない場合に限り、製品の規制において主導的な役割を果たす。この原則は包装にも適用される。ESPR のリサイクル 25 で説明されているように、必要に応じ、ESPR は特定の製品の包装に焦点を当てた製品ベースの要件を設定することで PPWR を補完できる。但し、ESPR は、包装を製品グループとして扱う場合の一般的なエコデザイン要件や持続可能性要件を設定することはない。これらの要件は PPWR で規定されているためである。

VIII. 表示

1) 第 12 条(2)に基づくリユース可能な包装の表示要件は、個々の包装ごとに適用されるか？

リユース可能な包装は、第 11 条(2)に基づいて採択される委任法で定められる最小回転回数を確保するように設計されなければならない。リユース可能な輸送用包装の回転数を算出し報告する義務は、リユースシステムのタイプによって異なる。具体的には、システム運営者のいないオープンループリユースシステムは、この義務、及びリユース可能な包装ラベルと QR コードの貼付義務から除外される。

第 12 条第 2 項によれば、クローズドループシステム内で循環するリユース可能な輸送用包装には、リユース可能な包装材ラベルと、個々の包装の追跡及び回転数の算出を可能にする QR コード又はその他の標準化されたオープンデジタルデータ媒体を貼付しなければならない。包装がリユース可能であることを消費者に知らせるラベルを含む詳細な規則は、第 12

条第 6 項に基づいて採択される施行法で明確化される。この法律では、個々の包装がリユース可能と見なされる状況も規定される。

QR コードや使用回数の追跡を行うことは現実的ではないため、回転数は平均的な推定値に基づいて算出することが可能である。

2) どのような場合に、ラベル、マーク、シンボル、又は表示が誤解を招くものと見なされるのか？

マーク、シンボル、ラベル、又は表示は、リサイクル可能性、リサイクル材含有率、リユース可能性、堆肥化可能性、バイオベース成分含有率、有害物質含有率、廃棄物処理方法など、包装の持続可能性要件に関して消費者に誤解を与えるものであってはならない（第 12 条(8)）。

「誤解を招くクレーム」の概念をより深く理解するには、指令(EU) 2024/825[21]「グリーン・トランジションに向けた消費者のエンパワーメント」を参照されたい。消費者が、もしその表示がなければ行わなかった意思決定を行う原因となる場合、その表示は誤解を招くものと見なされる。

3) ある加盟国から別の加盟国へ輸入される包装には、その国の DRS ラベルを表示する必要があるか？

義務的な DRS の対象となる包装の表示については、PPWR においてハーモナイズされていない。従って、製品は、市場で流通させる加盟国の DRS ラベル要件に適合する必要がある。加盟国は、当該包装に対し、第 12 条(1)第 4 サブパラグラフに規定される「ハーモナイズした色分けラベル」の表示を義務付けることができる。個人輸入（即ち、最終消費者が商業目的ではなく直接輸入する場合）の意味合いで製品が輸入される場合、これは「市場での流通」には該当しないと見なされる。加盟国は、他の加盟国で採用されている DRS ラベルの貼付を禁止できない。

4) 第 12 条(7)第 2 サブパラグラフの表示要件において特定する必要がある「懸念される物質」とは何か？

欧州化学品庁（ECHA）は現在、人の健康に影響を及ぼす可能性のある包装中の「懸念される物質（SoC）」、及び包装のリユース可能性やリサイクル可能性に影響を与え得る物質を特定するための調査を行っている。この知見に基づき、欧州委員会は、デジタル表示による

SoC の表示方法を定める施行法を策定する予定である。

IX. 環境に関するクレーム

1) 事業者は、本規則で定められた特性と同等の特性について、環境に関する表示を行うことが認められるか？

第 14 条は、「本規則において法的要件が定められている特性」にのみ適用される。リサイクル可能性、堆肥化可能性、リサイクル材含有率、リユース可能性、重量・容積の最小化などに関する環境クレームや持続可能性表示は、PPWR の対象となる。製造事業者は、こうしたクレームが第 14 条に適合していることを確認する必要がある。具体的には、PPWR が定める最低要件を上回る特性に関するものであること、及びそのクレームが包装ユニット全体を指すのか、それとも特定の構成部分を指すのかを明記することが求められる。

本規則の適用範囲外の持続可能性の要件（例：アルミニウム包装におけるリサイクル材含有率）に関する環境クレームについては、環境クレームに関する既存の EU ルール、特に「消費者権利指令（EU）2024/825」（不公正商慣行指令（2005/29/EC）及び消費者権利指令（2011/83/EU）を改正するもの）に適合しなければならない。不公正商慣行指令と他の法規制との関係に関する詳細については、欧州委員会による解釈ガイダンス文書[22]を参照されたい。特に、他の EU 法規との関係を扱ったセクション 1.2.1、及び環境訴求に関する他の EU 法規との相互作用を扱ったセクション 4.1.1.1 が重要である。これらのセクションでは、抵触が生じた場合、「特別法、例：PPWR」が「一般法、例：不公正商慣行指令」に優先すると説明されている。

2) 製造事業者が包装ユニットにおけるリサイクル材含有率について訴求を行う場合、法律で定められた最低要件としてどの閾値を考慮すべきか？ 各ユニットにおいて、リサイクル材含有率が 10%、20%、又は 50%であるといったクレームを行うことは可能か？

製造事業者が上市する包装のリサイクル材含有率について何らかのクレームを行う場合、適用される最低目標値（製造工場ごと、かつ年ごとの平均値として算出）が適用され、リサイクル材含有率がそれらの目標値を超えている場合にのみ、当該表示を行うことが認められる。リサイクル材含有率に関する算出及び検証の方法は、2026 年 12 月 31 日までに施行法によって定められ、環境に関する表示はこれらのルールに適合する必要がある。リサイクル材含有率に関する任意のラベルは、欧州委員会によって策定される。

3) 第 14 条は、PPWR に規定された要件（例：リサイクル性）に言及する環境表示にのみ適用されるか、それとも持続可能な包装に関するその他のあらゆる種類の環境表示にも適

用されるのか？

第 14 条は、「本規則において法的要件が定められている特性」にのみ適用される。従って、PPWR の規制対象外である環境表示（例：再生アルミニウム含有率に関連するもの）については、環境表示に関する既存の EU ルール、特に「環境表示に関する消費者権利指令(EU) 2024/825」を遵守する必要がある。

X. 製造事業者の義務

1) 第 15 条(1)は、製造事業者は第 5 条から第 12 条に規定された要件に適合する包装のみを上市しなければならないと定めている。この義務は、包装の製造事業者にのみ適用されるのか？

適合する包装のみを上市する義務は、「製造事業者」と規定される経済事業者だけでなく、輸入事業者や販売事業者にも適用される。

第 15 条(1)に基づき、「製造事業者は、第 5 条から第 12 条において、又はそれらに基づいて定められた要件に適合する包装のみを上市する」とされる。適合性評価手続（第 38 条）は、第 15 条(2)に従い、製造事業者自身、又は製造事業者に代わる者（例：試験機関や認証スキーム）によって実施できる。EU 適合宣言（第 39 条）は、第 16 条(1)に基づき販売事業者から提供された情報及び文書を基に、製造事業者によって、又は第 17 条に基づく書面による委任によって製造事業者が指名した認定代理人によって作成されなければならない。これは、EU 適合宣言（又はその一部）を実際に誰が作成したかに係らず、包装が持続可能性及び表示に関する要件に適合していることについて法的責任を負う経済事業者は、製造事業者のみであることを意味する。

2) 輸入事業者及び製造事業者の義務に関する PPWR 第 15 条及び第 18 条の適用開始日はいつか？

PPWR は 2026 年 8 月 12 日に適用が開始され、これには製造事業者及び輸入事業者の義務に関する規定も含まれる。但し、これらの規定は、本規則の様々な条項（特に第 5 条～第 12 条）で定義されている実質的義務と併せて解釈する必要がある。実質的規定の中には適用日が異なるものがあり、それらは多くの場合、欧州委員会による特定の施行措置の採択に関連付けられている。

例えば、リサイクル性に関しては、製造事業者は、リサイクルを考慮した設計要件に関する委任法の採択から 2 年以内に、PPWR 第 38 条及び附属書 VII に従ってリサイクル性要件を

遵守し、適合性評価手順を実施しなければならない。この委任法が 2028 年 1 月に欧州委員会によって採択され、リサイクルを考慮した設計要件及び関連する評価方法が完全にハーモナイズされると仮定した場合、法的拘束力あるリサイクル性能基準は、2030 年 1 月 1 日、又は当該委任法の発効日から 2 年後から適用されることになる。

PPWR に基づく持続可能性及びその他の主要要件の適用開始日：

- プラスチック包装におけるリサイクル材含有量：2030 年 1 月 1 日、又は PPWR 第 7 条(8)に言及される施行法の発効日から 3 年後。

- 最小化（第 10 条(1)～(2)）：2030 年 1 月 1 日。

- 輸送用包装、集合包装、及び E コマース用包装における空隙率要件：2030 年 1 月 1 日、又は第 24 条(2)に基づく施行法の発効日から 3 年後。販売用包装の空隙については、第 10 条を参照のこと。

- リユース可能包装（第 11 条）：本規則の施行日（2025 年 2 月 11 日）から適用されるが、最低回転数については、2027 年 2 月 12 日までに採択される第 11 条(2)の施行法において指定される日付に応じて遵守する必要がある。

- リユース目標：2030 年 1 月 1 日、又は 2027 年 6 月 30 日までに採択される第 30 条第 3 項のリユース目標の算定に関する施行法の施行日から 18 ヶ月後のいずれか遅い日から適用される。

3) サプライヤーは、プラスチック製レジ袋のような「無地」の包装に、シリアル番号を記載することを義務付けられるべきか？

包装又は包装材料の販売事業者は、第 3 条(1)ポイント(13)の「製造事業者」の定義における製造事業者とは見なされない。但し、当該「製造事業者」が零細企業であり、かつ販売事業者が同一の加盟国に所在する場合は例外となる。

本規則は、包装の販売事業者に対し、包装上又はデータキャリアを通じて販売事業者を識別可能にすることを義務付けていない。販売事業者に求められるのは、包装の適合性を証明するために必要な全ての情報及び文書を製造事業者が確実に保有できるようにすることだけである。

また、本規則は販売事業者に対し、型式、バッチ番号、又はシリアル番号によって包装を識

別することも義務付けていない。これは製造事業者に課される義務である。しかし実際には、包装の識別可能性の確保は生産段階で行われることが多いため、包装の販売事業者がその役割を担うことになる可能性は十分にある。

4) 包装を供給する輸入事業者や販売事業者の義務はどのようなものか？【更新】

一般的に、包装の販売事業者は適合宣言を作成する責任を負わない。しかし、本規則第 16 条に基づき、販売事業者は包装の製造事業者に対し、「本規則への包装の適合性を製造事業者が証明するために必要な全ての情報及び文書」（関連する全ての技術文書を含む）を提供する義務がある。包装又は包装済み製品を EU に上市する企業（製造事業者又は輸入事業者）は、第 5 条から第 12 条に由来するものを含め、関連する PPWR 要件への全体的適合を確保する法的責任を負う。従って、当該企業は、販売事業者から必要な文書を入手し、適合した包装が使用されるようにする必要がある。販売事業者は第 16 条(1)に定められた通り、これらの情報及び文書を提供しなければならず、製造事業者に対して関連文書の提供を拒否できない。

5) 2026 年 8 月 12 日より前に製造又は在庫として保管されていたものの、同日までに上市されていない包装の扱いはどうなるか？ 事業者はそれらを廃棄、再製造、又は再ラベル表示する義務を負うか？【新規】

2026 年 8 月 12 日までに上市されていないものの、既に製造され在庫として保管されている包装については、廃棄、再製造、又は再ラベル表示を行う必要はない。包装に固有の識別情報及び製造事業者の名称・住所を表示することを定めた第 15 条(5)及び(6)の要件を満たすため、必要な情報を添付書類によって提供することが可能である。これは、既に上市されているリユース可能な包装についても同様である。但し、2026 年 8 月 12 日以降に製造される包装については、固有の識別情報や名称・住所を包装に直接表示することが不可能な場合にのみ、添付書類を使用できる。

2026 年 8 月 12 日より前に上市された包装は、PPWR に適合していない場合であっても、そのまま市場に流通させ続けることができる。

6) 既に製造された包装の販売事業者が存在しない場合、或いは販売事業者が必要な情報の提供に応じない場合、包装の製造事業者はどのように適合性を証明できるか？【新規】

2026 年 8 月 12 日より前に製造された包装について必要な情報が欠落しているか不十分な場合、PPWR 上の製造事業者は、必要な情報を提供するために最善の努力を払わなければ

ならない。その方法としては、例えば、以前の販売事業者（事業の譲渡・合併・買収の場合は、新たに成立した企業）に情報を請求することや、自ら評価を行うことなどが挙げられる。

7) どのような状況下で、第 15 条(5)項及び(6)項に基づく義務を添付書類によって履行できるか？ 【新規】

これらの義務は、包装の種類や使用される材料に係らず、2026 年 8 月 12 日以降に上市される全ての包装に適用される。

PPWR 第 15 条(5)及び(6)で定められた固有の識別情報や製造事業者の名称・住所を、包装のサイズや性質上表示できない場合、包装に添付する書類でその情報を提供できる。包装への情報表示が可能かどうかは、包装の物理的な寸法、形状、及び機能的特性を考慮し、個々のケースごとに判断する必要がある。更に、2026 年 8 月 12 日までに上市されていないものの、既に製造済みであるか、在庫として保管されている包装についても、上市する前に、添付文書を用いることでこれらの要件を満たすことが認められる。

8) 實際上、第 15 条(5)の要件は、個々の包装ユニットごとに追跡可能性を確保する必要があることを意味するのか？ 【新規】

第 15 条(5)は、シリアル番号、バッチ番号、又はその他の同等の要素など、一意の識別を可能にする情報を包装に表示することを求めている。この規定の目的は、適合性の検証及び市場監視のために、上市された包装の追跡可能性を容易にすることにある。即ち、包装（包装の種類、モデル、又は製造バッチなど）を特定できるようにし、それによって当該包装に関連する技術文書や適合宣言と結び付けられるようにすることである。

本規則は、追跡可能性を確保するために、包装ユニットの全ての構成要素に個別に表示を行うことを求めているわけではない。例えば、プラスチック製のカップ、クロージャー、及びスリーブ（又はラベル）で構成されるヨーグルトのカップの場合、必要な情報が販売用包装の構成要素のうちの 1 つにのみ表示されていれば十分であると考えられる。

更に、包装のサイズや性質上、識別子を包装自体に表示できない場合、第 15 条(5)では、包装された製品に付属する文書にその情報を記載することも認められる。

一般的に、識別はバッチ番号やその他の同等の手段によって行うことができ、個々の品目ごとではなく、包装の種類や製造バッチを指すものであっても構わない。サプライヤーから購入される粘着テープ、一般的なプラスチック袋、乾燥剤の袋など、広く使用され標準化され

ている包装は、通常、個々のユニット単位ではなく、製造バッチ単位で追跡可能となっている。

9) 製造事業者は責任を第3者に委任できるか？ 【新規】

第15条(1)に規定されている通り、製造事業者は、自らが上市する包装がPPWRのルールに適合していることを保証する責任を負う。従って、包装を上市する前に、製造事業者は第15条(2)に概説されている手順（適合性評価手順の実施、EU適合宣言の作成、及び必要なその他の技術文書の取りまとめなど）を含む所定の措置を講じなければならない（第38条及び第39条、並びに附属書VII及びVIII参照）。

適合性評価手順に関しては、第15条(2)に基づき、製造事業者が自ら実施することも、或いは（ラボや認証スキームなどによって）自社に代わって実施してもらうことを選択することも可能である。EU適合宣言に関して：第17条に基づき、これは製造事業者自身が作成する（第16条(1)に従って販売事業者から提供された情報及び文書に基づく）か、或いは製造事業者が書面による委任状で指名した認定代理人が作成できる（但し、その場合でも、EU適合宣言の適合性に関する全体的責任は引き続き製造事業者が負う）。技術文書に関して：第17条に規定されている通り、その作成義務を他者に委任することはできない。従って、製造事業者が自らこの責任を負う必要がある。

PPWR第16条は、販売事業者に対し、適合性を証明するために必要な関連情報及び文書を製造事業者に提供することを義務付けている。従って、本規則は、包装販売事業者が適合性実証に必要な技術情報を提供する一方で、適合する包装を上市することについて法的な責任を負う経済事業者としては製造事業者が留まる、という仕組みを確立している。

但し、第17条(2)でも明記されているように、製造事業者が指名した認定代理人に、特定のその他の業務を担わせることは可能である。これには、適合宣言及び技術文書を所定の期間に亘り国の当局が利用可能な状態で保管することや、製造事業者に代わって国の当局に協力し、関連文書を当局に提示することなどが含まれる。

前述の業務の一部を誰に委任するかに関わらず、PPWRの下で包装の適合性に関する法的責任を負う唯一の経済事業者は製造事業者であり、この法的責任を契約上の取決めによって移転させることはできない。

10) 製造事業者及び輸入事業者は、自社の包装に関する「概念設計、製造図面、及び構成部品の材料」の記録を保管することが義務付けられている。販売事業者がこれらの設計情報を

保管し、当局からの要請に応じて提示できるようにしておけば、それで十分と見なされるか？ 【新規】

製造事業者は、自らが上市する包装が、第 5 条から第 12 条の規定を含む PPWR 上の義務に適合していることを保証する法的責任を負う。各国の当局に対して適合性を証明するため、第 15 条(3)及び第 18 条(7)では、包装の製造事業者及び輸入事業者に対し、附属書 VII に規定される技術文書を保管することが義務付けられる。保管期間は、シングルユース包装の場合は 5 年間、リユース可能包装の場合は 10 年間とされている。

附属書 VII では、技術文書に少なくとも「概念設計、製造図面、及び構成部品の材料」を含めることが定められている。製造事業者はこの規定を遵守する必要があるが、同時に、関連する EU 法規及び国内法に従い、商業的に機密性の高い情報の機密性を確保するよう努めるべきである。

11) 第 18 条は輸入事業者に対する義務を定めている。輸入事業者はどのような点に留意すべきか？ 【新規】

第 3 国から包装を輸入する場合、輸入事業者は、EU 域外に拠点を置く製造事業者が PPWR の適用要件を遵守していることを確認する責任を負う。これを証明するため、輸入事業者は 2026 年 8 月 12 日時点で、以下の事項が満たされていることを確認しなければならない：

- 第 3 国の製造事業者が第 38 条に規定される適合性評価手順を実施し、適合宣言を作成していること。
- 製造事業者が第 15 条(5)及び(6)に規定される要件を遵守していること。
- 包装に所定の文書が添付されていること。

第 18 条は輸入事業者に対し、包装上、又はそれが不可能な場合は添付文書上に、自らの名称（登録商号又は登録商標を含む）、郵便番号・住所、及び利用可能な場合は電子連絡先を記載することを義務付けている。この義務は、輸入事業者が上市しようとする、ブランド名のない汎用的な包装材料（紙シートなど）にも適用される。包装上に情報が記載されていないからといって、適合性を証明する義務が免除されるわけではないからである。当該包装を上市する輸入事業者は、文書及び適合性要件に関する責任を負う必要がある。

原則として、輸入事業者は、輸入する製品が PPWR に基づく関連規則に適合していることを保証するために、第 3 国の販売事業者や製造事業者と対話し、必要な契約上の取決めを

行うべきである。汎用又はブランド名の表示がない輸入包装の場合、必要な情報が全て記載されていれば、輸入時に包装に付随する書類（輸送書類など）を用いて、第 18 条(2)(d)に基づく要件を満たすことができる。

12) EU 域外を仕向地として EU を通過する包装は、PPWR の規則に適合する必要があるか？ 【新規】

EU 域内の通過については、EU の一般的な製品規則及び税関法規に従って取扱う必要がある。欧州委員会ガイダンスのポイント 19 に規定されている通り、EU への上市を意図した包装又は包装済み製品は、PPWR のルールに適合する必要がある。

包装又は包装済み製品が「自由流通への解放（輸入通関）」の申告を行わず、EU 域外の仕向地へ向かう途中で EU 域内を通過するだけの場合、上市されたとは見なされないため、PPWR の要件への適合は求められない。

輸入品の場合、上市は一般的に、製品が「自由流通への解放」を申告された時点で行われると見なされる[23]。自由流通への解放の目的は、全ての輸入手続きを完了させ、当該製品が EU 市場で利用可能となり、かつ自由に流通できるようにすることにある。従って、そのように申告された製品は、適用される EU のハーモナイズした法規に適合している必要がある。但し実際には、自由流通へのリリースと市場への上市が同時に行われない場合もある（例：通信販売の場合、自由流通へのリリースよりも前に上市が行われることがある）。

企業が包装済み製品を EU に輸入し、その後第 3 国へ輸出する場合、当該包装済み製品が PPWR の要件に適合しなければならないのは、EU に上市される場合のみである。上市とは、当該製品に関する所有権、占有権、又はその他の財産権の移転について、2 つ以上の法人又は自然人の間での申し出又は合意が行われることを指す。従って、自由流通への解放や上市が行われることなく、単に EU 域内を通過するだけの製品については、PPWR のルールに適合する必要はない。

13) 食品関連法規等で既に義務付けられている情報をもって、PPWR 第 15 条(5)及び(6)の要件を満たすと見なすことはできるか？ 【新規】

食品関連法規と PPWR は異なる法制度であり、それぞれ異なる目的を追求しているため、相互に補完し合うものと見なすべきである。食品関連法規に基づいて提供される情報が、PPWR 第 15 条(5)及び(6)の要件を満たすのに十分かどうかは、当該食品関連法規の具体的な規定内容や、その規定に基づいて提供される情報の種類及び記載箇所（表示場所）によっ

て異なる。

PPWR 第 15 条(5)：PPWR 第 15 条(5)は、包装に型式番号、バッチ番号、シリアル番号、又はその他の識別可能な要素を表示することを求めている。但し、包装のサイズや性質上それが不可能な場合は、当該情報を包装製品に添付する文書に記載できる。包装の識別が求められるのは、所管の官庁（食品に関する所管の官庁とは異なる場合がある）が、PPWR の目的のために包装製造事業者が作成した適合宣言（DoC）と当該包装を関連付けられるようにするためである。食品関連法規の目的で提供されるトレーサビリティ情報は、それによって所管の官庁が包装を識別でき、かつ DoC と関連付けが可能であり、更に情報が包装自体又は添付文書に記載されている場合でない限り、PPWR 第 15 条(5)の要件を満たすものとは見なされない。

PPWR 第 15 条(6)：包装製造事業者は PPWR における「製造事業者」の定義に基づいて特定される必要がある。一方、消費者への食品情報提供に関する規則(EU) No 1169/2011[24]（FIC 規則）第 8 条では、責任ある食品事業者を誰にするかについて柔軟な判断が認められている。従って、責任ある食品事業者と包装製造事業者が、必ずしも同一の自然人又は法人であるとは限らない。食品法の目的で特定の事業者が特定されているという事実をもって、PPWR の目的における製造事業者が誰であるかが決定されるわけではない。食品事業者と包装の製造事業者が同一の自然人又は法人である場合、提供される情報が双方の EU 法規の要件を満たすようにすることが重要である。例えば、FIC 規則（食品情報提供規則）第 9 条(1)(h)は、食品事業者の名称（又は商号）及び住所の表示を義務付けており、同規則第 12 条はそれらの情報の表示位置に関する要件を定めている。一方、PPWR 第 15 条(6)は、包装の製造事業者の名称、登録商号、又は登録商標に加え、連絡先となる住所、及び利用可能な場合は電子的な連絡手段の表示を義務付けている。更に、PPWR 第 15 条(6)は情報の提供方法についても規定している。具体的には、包装への物理的な表示又は QR コードによる表示、或いはそれが不可能な場合、グループ包装（第 12 条(1)、(2)、(4)に関連する情報提供のためのデータキャリアが付されている場合）上の QR コード、又は添付文書による表示が求められる。

従って、FIC 規則に従って食品事業者に関する情報を提供したとしても、それが必ずしも PPWR 第 15 条(6)における包装の製造事業者に関する情報提供の要件を満たすとは限らない。経済事業者が食品事業者と包装の製造事業者の双方に関する情報を一括して提供しようとする場合、その情報は双方の EU 法規の要件を満たす形式でなければならない。即ち、FIC 規則への適合だけでは不十分である。

14) 名称や商標が記載されていない特注の輸送用包装の製造事業者は誰か？ 【新規】

ある企業が別の企業に特注の包装を発注する場合、PPWR の下では、発注を行った企業が製造事業者と見なされる。

これは、名称や商標が記載されていない包装については、誰が発注を行い、その包装の設計仕様を決定したかが決定的な判断基準となるためである。特定の製品のために特注で包装が製造される場合、その包装の特性は製品に基づいて決定されることになり、従って決定権は特注包装を発注する企業にあることになる。製造事業者に包装を供給する企業は、PPWR 第 16 条に規定される必要な技術文書を、当該製造事業者提供しなければならない。

XI. 空隙

1) 第 24 条に基づく空隙要件を遵守する義務を負うのは誰か？

第 24 条(1)は、グループ包装、輸送包装、及び E コマース用包装に関する空隙率の最大値を定めており、当該包装に製品を充填する経済事業者がこれを遵守する必要がある。これに該当するのは、第 3 条(1)の(13)で定義される製造事業者だけでなく、包装された製品を流通させるその他の経済事業者も含まれる。

2) 第 24 条(4)における「必要最小限」という用語はどのように解釈すべきか？

販売用包装の空隙率とは、販売用包装の総内部容積と、包装された製品の容積との差を指す。本項への適合性を評価する際、紙の断片、エアクッション、気泡緩衝材、スポンジ充填材、フォーム充填材、木毛、ポリスチレンや発泡スチロールのチップなどの充填材で埋められた空間は、空隙と見なされる。販売用包装の空隙率については、PPWR において最大許容値は設定されていない。その代わり、販売用包装に製品を充填する経済事業者が空隙を最小限に抑え、その旨を技術文書で実証することが求められる。この規定は、包装の最小化に関する第 10 条と併せて解釈されるべきものである。

3) デザイン特許（意匠権）の対象となる包装も、50%の空隙率要件の対象となるか？

包装の最小化に関する第 10 条とは異なり、第 24 条には、包装意匠権や商標の対象となる包装に対する特定の適用除外規定は設けられていない。但し、50%という閾値が適用されるのは、グループ包装、輸送包装、及び E コマース用包装のみである（第 24 条(1)）。

4) 円形製品やその他の不規則な形状の製品について、空隙率の算出方法ではどのように扱われるか？

欧州委員会は、2028 年 2 月 12 日までに、グループ包装、輸送包装、及び E コマース用包装の空隙率を算出する方法を定める施行法を採択するものとする（第 24 条(2)）。当該算出方法においては、適用される法的要件への適合や製品の保護のために十分な大きさの空隙に配置する必要がある包装の特殊な特性が考慮されることになる。この方法論では、不規則な形状の包装製品、複数の販売用包装や製品を含む包装、液体製品を含む包装、内容物が損傷しやすい包装製品、小型であるために大型の製品によって損傷を受ける可能性のある包装製品、及び輸送用包装に配送ラベルを貼付するために必要な最小限のスペースが考慮されるものとする。経済事業者は、2030 年 1 月 1 日、又は本施行法の発効から 3 年後のいずれか早い時点までに、空隙率の閾値を遵守する必要がある。

この方法論は、不規則な形状のものを含む幅広い事例に基づいて策定される。

XII. 特定の包装の禁止及び使用

1) 附属書 V の実施における法的な調和と予測可能性を確保するために、どのような手段が利用可能か？

本規則に基づき、欧州委員会は、加盟国及び EFSA（欧州食品安全機関）と協議の上、2027 年 2 月までにガイドラインを採択する権限を与えられている。このガイドラインは、対象となる包装形態の例や規制の適用除外など、附属書 V について詳細に説明し、附属書 V の第 2 項の適用除外となる果物及び野菜の例示リスト（網羅的ではないもの）を提供するものである（PPWR 第 25 条(6)）。

欧州委員会は既にガイドライン策定に向けた準備作業を開始しており、科学的知見及び最新の技術開発に基づいたガイドラインとなるよう取組む意向である。その目的は、対象となる包装形態や規制の適用除外について、共通の理解と均一な実施を確保することにある。本規則は、適用除外となる果物及び野菜のリストを、施行法や委任法によってハーモナイズする権限を欧州委員会に与えてはいないものの、欧州委員会は EFSA と協力し、将来のガイドラインの確固たる科学的根拠を確保するために尽力しており、ガイドライン公表後は加盟国がそれに従うことを期待している。

最後に、本規則には特定の再検討条項が盛り込まれており、欧州委員会に対し、2032 年までに包装の禁止措置を評価すること、及び新たな規制を提案したり、既存の適用除外規定を修正したりする権限が与えられている。

2) 附属書 V ポイント 2 にある「未加工の新鮮な果物及び野菜」及び「実証された必要性」

という用語は、何を意味するのか？

「未加工の生鮮果物・野菜」及び「実証された必要性」という用語については、欧州委員会によるガイドライン策定の一環として、関連する利害関係者及び EFSA との正式な協議を経て、更に明確化される予定である。

「未加工の生鮮果物・野菜」とは、加工や改変が加えられていない生鮮状態の果物及び野菜を指す。

重量が 1.5kg 未満の当該果物・野菜に、事前包装を行うことができない。欧州委員会は、科学的知見に基づき、どの未加工の生鮮果物・野菜が適用除外の対象として適切であることを示すガイドラインを策定する。

3) 附属書 V ポイント 4 で対象とされている例示的な形態や製品の範囲を、明示的に列举された適用除外以外（例：学校など）の追加的なセクターに拡大することは可能か？

附属書 V ポイント 4 は、HORECA（ホテル・レストラン・カフェ等の外食・宿泊産業）セクターにおける調味料、保存食品、ソース、コーヒー用クリーム、砂糖、香辛料のシングルユースプラスチック包装に関するものである。同項では、(a) 即時消費を目的としたテイクアウト用の調理済み食品、及び (b) 医療・ヘルスケアセクターのみが明示的に適用除外とされている。例示的な形態については、ガイドラインの中で示される予定である。PPWR には、適用除外のリストを他のセクターに拡大する法的根拠は設けられていない。

4) 附属書 V ポイント 1 にある「取扱いを容易にするために必要な」という用語は、どのように解釈すべきか？

問題となっている規制は、「販売店で使用されるシングルユースプラスチック製のグループ包装であって、消費者が複数の製品を購入することを可能にする、或いは促進するための利便性向上を目的とした包装」に関するものである。対象となるのは、使いやすさや持ち運びやすさを目的としつつ、消費者の追加購入を促すような、不必要なシングルユースプラスチック製のグループ包装である。

この禁止規定が適用されるには、両方の条件が満たされる必要がある。こうした包装の最も一般的な例としては、2 つ以上の SKU（在庫管理単位）をまとめるためのコレクションフィルムやシュリンクラップが挙げられる。

その他の例や指針となる原則については、ガイドラインで示される予定である。B2B（企業間取引）の状況については、本禁止規定の対象外となる。

欧州委員会のガイドラインでは、具体的な例示を通じて、「取扱いを容易にするために必要な」という用語が実際にどのように運用されるかが更に詳細に示される予定である。

5) 生分解性又は堆肥化可能な袋は、附属書 V の第 6 項によって禁止されるか？

極めて軽量のプラスチック製キャリーバッグ（堆肥化可能又は生分解性のバッグを含む）は全て、附属書 V ポイント 6 に基づき禁止される。但し、衛生上の理由で必要な場合や、食品廃棄を防ぐためにバラ売りの食品の販売用包装として提供される場合は、この統一的な禁止措置の対象外となる。

衛生上の理由で必要な場合や、食品廃棄を防ぐためにバラ売りの食品の販売用包装として提供される極めて軽量のプラスチック製キャリーバッグは、附属書 V ポイント 6 による禁止の対象ではないものの、原則として、PPWR 第 34 条(1)に定められた「全ての軽量プラスチック製キャリーバッグ」に対する 40 %削減目標の対象に含まれる。但し、加盟国は、当該特定の種類のバッグを削減目標の対象から除外することを決定できる（PPWR 第 34 条(4)）。40%の削減目標を達成するため、加盟国は、衛生上の理由で必要な場合や食品廃棄を防ぐためにバラ売りの食品の販売用包装として提供される極めて軽量のプラスチック製キャリーバッグ（堆肥化可能又は生分解性のバッグを含む）を禁止することを決定できる。

但し、加盟国による販売制限（禁止措置）は、プロポーショナリティの原則に適合し、かつ非差別的なものでなければならない（PPWR 第 34 条(2)）。

6) ホテルのミニチュア・アメニティ（化粧品等）を、要望に応じて提供することは可能か？
歯ブラシやコットンパッドなど、衛生上の理由で包装された製品について、適用除外が認められる可能性はあるか？

附属書 V ポイント 5 では、「個別の予約を対象とした、宿泊部門におけるシングルユース包装」について言及する。

本規則は、「化粧品、衛生用品、トイレタリー製品」という用語を定義しておらず、また、ホテル敷地内で購入される、或いは要望に応じて提供されるミニチュア包装（小容量の包装）についても、個別の予約に関連するもの以外は除外の対象としていない。整合性のある対応を確保するため、欧州委員会は 2027 年 2 月 12 日までにガイドラインを公表し、附属書 V

について詳細な説明（対象となる包装形態の例や規制の適用除外事項など）を行うことが義務付けられている（PPWR 第 25 条(6)）。欧州委員会によるガイドラインが適切な時期に採択されることで、適用開始日の約 3 年前の段階で、当該規定の適用範囲が十分に明確になることが保証される。

欧州委員会は、ガイドラインの公表に先立ち、ホスピタリティ業界を含む関連する利害関係者と協議を行う予定である。更に、禁止の対象となるのはあくまで「包装」であり、製品そのものではないという点に留意する必要がある。従って、包装なしであれば、引き続き製品を提供することは可能である。

7) エンターテインメント・イベント、スポーツイベント、フェスティバルにおいて、シングルユースプラスチック製の食品・飲料用包装は禁止されるか？

スポーツ施設、エンターテインメント施設、及びフェスティバルは、「HORECA」の定義（第 3 条(1)ポイント(35)）に含まれる。この定義は、「NACE Rev. 2（経済活動の統計的分類）における宿泊・飲食サービス業」を指すものである。NACE Rev. 2 のガイダンスでは、重要な判断要素は「施設の種類」ではなく、「施設内で、飲料を含む、直ぐに消費できる食事が提供されているかどうか」であると説明されている。但し、HORECA セクターに属する施設であっても、飲料水を利用できない施設は、附属書 V ポイント 3 に基づき、禁止措置の対象から明示的に除外される。

8) ホテルのルームサービスは、附属書 V ポイント 3 による禁止措置の対象となるか？ また、ホテルがレストランの敷地外へ食事を配送する場合はどうなるか？

附属書 V ポイント 3 における包装の禁止措置は HORECA セクターに適用される。このセクターは、NACE Rev. 2 を参照する第 3 条(1)ポイント(35)の定義に沿って解釈されるべきものである。ホテルは HORECA セクターに含まれるため、ルームサービスも禁止措置の対象となる。但し、ホテルが敷地外へ飲食料品を包装して提供する場合、当該包装は第 25 条及び附属書 V ポイント 3 に基づく禁止の対象とはならない。最もその場合、第 32 条及び第 33 条に規定される、ティクアウト部門における詰替え及びリユースに関する義務が適用される。

9) 附属書 V 「例示」の欄に記載されている例のリストは、網羅的なものか？

その文言（例示）が示す通り、このリストは網羅的なものではない。禁止の対象となる形態については、前述の回答でも触れた通り、2027 年 2 月 12 日までに策定される欧州委員会

のガイドラインにおいて詳細が説明される予定である。

XIII. リユース及び詰替え

リユース可能な包装（第 11 条）

1) リユース可能な包装の回転数又は使用回数は、どのように算出されるか？

リユース可能な包装は、最低回転数を確保できるように設計される必要があり、その最低回転数は第 11 条(2)に基づき採択される委任法において定められる。リユース可能な輸送用包装の回転数を算出し報告する義務は、リユースシステムのタイプによって異なる。特に、システム運営者が存在しないオープンループ型のリユースシステムは、この義務の対象外となる（附属書 VI、パート A、セクション 1 (i)）。システム運営者が存在するクローズドループ型のリユースシステムについては、個々のリユース可能な包装ごとの回転数又は使用回数を報告する必要がある。但し、個々の包装ごとに算出することが不可能な場合は、平均推定値による報告が認められる。

第 30 条に規定されるリユース目標の達成状況の算出に関する詳細な規則は、第 12 条(6)に基づき採択される施行法において明確化される。同法では、個別の QR コードによる管理や回転数の追跡が不可能と見なされる状況や、平均推定値に基づいて回転数を算出できる場合についても規定される予定である。

製造事業者は、リユース可能な包装の設計及び関連するリユースシステムが、当該包装の最低回転数要件への適合を可能にするものであることを実証する必要がある。これは、包装又は包装された製品を上市する際、技術文書において行われる必要があり、オープンループ型及びクローズドループ型のリユースシステムで流通するリユース可能な包装の双方に適用される。第 27 条及び附属書 VI に基づき、リユースシステムは、そのシステム内で循環するリユース可能包装が、委任法に定められた最低限の予定回転数を確実に達成するように設計されなければならない。この点は、加盟国の市場監視当局によって検証される（第 62 条(1)(h)）。

リユースシステム

2) 「オープンプール」リユースシステムとはどのようなもので、その具体的な例にはどのようなものがあるか？

オープンプールリユースシステムは、リユース可能な包装が単一のシステム運営者に返却されるのではなく、異なる企業、拠点、製品カテゴリー、又はセクター間を循環できるという「相互運用性」を特徴としている。オープンプールリユースシステムにおいて、リユ

リユース可能な包装が購入時に消費者の所有物になるとは限らない。これはビジネスモデルによって異なる。こうしたリユースシステムは通常、標準化された包装や共有インフラ（回収、洗浄、再分配など）を使用することを特徴とし、多くの場合、システム運営者によって調整が行われる。システム運営者は物流を管理し品質を保証するが、PPWR においてシステム運営者の存在が法的に義務付けられているわけではない。

PPWR の下では、システム運営者を伴わないオープンプール・システムは、リユースに関する表示義務や、達成された回転数（リユース回数）の報告義務の対象外とされている。

システム運営者を伴わないオープンプール・システムの例は以下のとおり：

0.33 リットルのロングネックリユース可能ボトル・システム（ドイツ）：このシステムは主にビール醸造業者が利用しているが、ミネラルウォーター会社やその他の炭酸清涼飲料メーカーも利用している。ドイツ醸造業者協会が発行するボトルの規格や参加者向けのライセンス制度は存在するが、システム運営者は存在しない。

ユーロパレット：このシステムにはパレットの規格があり、製造ライセンスも発行されているが、システム運営者やシステム管理を行う主体は存在しない（但し、EPAL などの協会がライセンス供与やその他のサービスを担っている）。

3) リユース可能な包装を使用する経済事業者は、適切なリユースシステムが整備されていることをどのように確保できるか？

PPWR 第 27 条に基づき、リユース可能な包装を使用する経済事業者は、1 つ以上のリユースシステムに参加し、それらのシステムが PPWR 附属書 VI パート A に定められた要件に適合していることを確保しなければならない。経済事業者は独自のリユースシステムを構築することも可能だが、そのシステムは附属書 VI に適合している必要がある。PPWR は附属書 VI においてリユースシステムの最低要件を定めている。各業界は、それぞれの製品や地域の状況に応じて、リユースシステムの機能を最適化するための協力方法や最適な解決策を見出す必要がある。

4) リユースシステムは、全てのエンドユーザーに対して開放されている必要があるか？

リユースシステムは、その規模や地理的範囲において様々であり、小規模な地域システムから、1 つ又は複数の加盟国の領域に跨る大規模なシステムまで多岐に亘る。リユースシステムは、加盟国全域を対象とする必要はない。但し、システムが運用される地域内のエンドユーザーに対し、平等なアクセスと公正な条件を提供しなければならない。

5) リユースシステムは、システムに参加する生産者に代わって、拡大生産者責任を履行する義務があるか？ 【新規】

拡大生産者責任（EPR）の義務は、シングルユースかリユース可能かを問わず、EU に包装を上市する全ての生産者に適用される。

リユース可能な包装に関する EPR 義務は生産者が負うものだが、リユースシステムは、PPWR 附属書 VI パート A ポイント 1(i)に規定される通り、システムの一部であるリユース可能な包装について EPR 義務が確実に履行されるような手順を整備しなければならない。

附属書 VI の規定は、リユースシステムがどのように組織されているかという文脈で捉える必要がある。欧州委員会通知（注：ガイダンス）ポイント 2 で説明されているように、システム運営者が存在しない「オープンプループ」システムでは、リユース可能な包装は不特定多数の参加者の間で流通する。従って、当該リユースシステムには、EPR 義務を負う生産者が複数参加している可能性がある。リユースシステム運営者が多くの場合製造事業者であるようなオープンプループ・システムにおいては、EPR 義務の遵守に責任を負う生産者は 1 社のみとなる。

加盟国が特定の規則を定めていない限り、EPR 義務をどのように履行するかは生産者の判断に委ねられる。

輸送用包装のリユース目標

6) 輸送用包装のリユース目標において、段ボール箱が適用除外となる場合、その対象には合紙（中敷き）や段ボール（素材そのもの）も含まれるか？

第 29 条(4)(d)は、段ボール箱をリユース目標の対象範囲から除外している。これには、波形段ボール（コルゲート・ダンボール）製の箱も含まれると解釈すべきである。但し、第 29 条(4)に記載された除外品目のリストは、材質、形態、用途の観点から厳格かつ限定的に解釈される必要がある。従って、段ボールの除外は段ボール箱のみを指し、中敷きは含まれない。とはいえ、中敷きは第 29 条(1)に明示的に記載された形態でもないため、そもそもリユース目標の対象とはならない。

7) 輸送用包装の柔軟な形態に対する除外規定の対象となる包装形態はどれか？

第 29 条(4)(c)は、輸送に使用され、かつ、規則(EC) No 178/2002 の第 2 条及び第 3 条(4)

に定義される食品・飼料、又は規則(EU) No 1169/2011 の第 2 条(2)(f)に定義される食品原材料と直接接触する柔軟な形態の輸送用包装を、目標対象から除外している。

従って、第 29 条(1)に記載されているビッグバッグや軟質の中間バルクコンテナ (FIBC) などの柔軟な形態であっても、食品・飼料との直接接触に使用されず、危険物の輸送にも使用されず (第 29 条(4)(d)に基づく除外)、かつ大型機械の輸送用に特別に設計されたものでもない (第 29 条(4)(b)に基づく除外) ものは全て、第 29 条(1)から(3)に定められたリユース目標を遵守する必要がある。

これらについては、リユース目標の達成状況の計算規則に関する第 30 条に基づく施行法の枠組みの中で、更に具体的に規定される予定である。

8) 「パレット用ラッピング」と「ストラップ (結束バンド)」は、一つの形態として数えられるか、それとも別々の二つの形態として数えられるか？

パレット用ラッピングとストラップは異なる包装形態だが、第 29 条に基づくリユース目標の遵守状況を計算する目的においては、同一の輸送ユニットの一部と見なされる場合がある。これについては、リユース目標の達成状況の計算ルールに関する第 30 条に基づく施行法において、更に明確にされる予定である。

9) 第 29 条(1)に記載されていない形態であっても、輸送用包装のリユース目標の対象となり得るか？ 密封袋などのあらゆる軟包装形態が対象となるのか、それとも第 1 項に列挙された形態のみが対象となるのか？

第 29 条(1)は、リユース目標の対象となる包装形態 (軟包装形態を含む) を網羅的に列挙している。密封袋が「中型バルク容器 (IBC)」に該当する場合、リユース目標の対象となる。但し、第 29 条(4)(c)に規定される通り、食品や飼料と直接接触するものである場合は、対象から除外される。

10) 「輸送単位」の定義は何か？

この用語は本規則において定義も使用もされていないが、第 30 条(3)に基づき採択される施行法において、リユース目標の達成状況の算定に関するルールを定める目的で、将来的に定義される可能性がある。

飲料のリユース目標

11) 飲料のリユース目標は、アルコール飲料と非アルコール飲料に個別に適用されるのか、それとも統合された目標なのか？

第 29 条(6)に規定される飲料のリユース目標は、アルコール飲料と非アルコール飲料の双方に適用される。小売業者、バー、レストランなどの最終販売事業者は、リユース目標を達成するために、リユース可能な包装で消費者に販売する飲料の種類（アルコール飲料、非アルコール飲料、又はその両方）を決定することができる。但し、最終販売事業者は、自社ブランドの飲料がリユース目標の達成に公平かつ比例した形で寄与するようにしなければならない。

12) どのような飲料が、飲料のリユース目標の対象となるのか？

第 29 条(6)における飲料のリユース目標の対象となる飲料については、2027 年 2 月 12 日までに採択される欧州委員会のガイドラインにおいて明確化される予定である。同ガイドラインは、加盟国及びその他の関連する利害関係者との協議を経て策定される。

第 29 条(7)は、特定の飲料をリユース目標の対象から除外することを規定している。これには以下が含まれる：

- 規則(EU) No 1169/2011[25]第 24 条の意味における、極めてデリケートな飲料。
- 規則(EU) No 1308/2013[26]附属書 I パート XVI に記載されている牛乳及び乳製品、並びに規則(EEC) No 2658/87[27]附属書 I にある統合分類(CN)コード 2202 99 11 及び 2202 99 15 に該当する乳製品類似品。規則(EU) No 1308/2013 附属書 VII パート II の項目 1、3～9、11、12、15、16 及び 17 に記載されているブドウ由来製品の区分。当該規則で定義されるフレーバー添加ワイン製品。

13) 加盟国は、飲料に関する独自のリユース目標を設定できるか？

加盟国は、2030 年までに第 43 条(1)に規定される廃棄物発生抑制目標を達成しなければならない。加盟国は、第 51 条(2)(c)に規定される通り、ハーモナイズされた EU 措置を補完する独自の措置を講じる必要がある場合がある。加盟国は、第 29 条(6)に定められたハーモナイズされたリユース目標を引き上げることや、他の飲料についてリユース目標を設定することが可能である。これには、第 29 条(7)に基づき明示的に適用除外とされている飲料も含まれ得る。

独自のリユース目標を実施するに当たり、加盟国は、市場のハーモナイゼーションという目

的を損なわないよう、廃棄物発生抑制目標を達成するため当該目標の設定が必要であることを証明する必要がある。こうした措置は技術的規則に該当するため、欧州委員会に対して TRIS（技術的規則情報システム）手続を通じて通知する必要がある。

加盟国は、既存の国内的なリユース義務を 2030 年 1 月 1 日まで維持できるが、同日以降は PPWR におけるリユース目標が優先される。加盟国が独自のリユース目標を設定できる条件の詳細については、欧州委員会のガイダンス文書を参照されたい。

14) レストランやバーの事業者は、飲料に課される 10%のリユース義務の対象となるか？

HORECA（ホテル・レストラン・カフェ）部門を含む全ての最終販売事業者は、第 29 条に規定された飲料のリユース目標を達成する義務を負う。但し、小規模事業者の負担を軽減するため、売場面積が 100m²未満の最終販売事業者は、第 29 条(6)によりこの義務から免除される。また、加盟国の領域内で年間 1,000kg 未満の包装を上市し、かつ「零細企業」の定義に該当する最終販売事業者も、第 29 条(13)(a)により飲料のリユース目標の対象外とされている。

15) デポジット返還システムの対象であるシングルユース飲料用包装は、飲料のリユース目標の適用から除外されるか？

第 29 条(6)に定める飲料のリユース目標の達成義務は、小売業者や飲食店などの最終販売事業者に適用される。

PPWR には、デポジット返還システム対象のシングルユース飲料用包装に対する一律の除外規定は設けられていないが、多数の除外規定や柔軟な措置が盛り込まれている。これらには以下が含まれる：

- 売場面積が 100m²未満の全ての最終販売事業者は、完全に除外される（第 29 条(10)）。
- 加盟国は、人口 2,000 人未満の小さな島にある最終販売事業者を除外できる（第 29 条(11)）。
- 加盟国は、人口密度が 1km²当たり 54 人未満の自治体に売場面積を有する最終販売事業者を免除できる。但し、人口 5,000 人以上の人口密集地域に売場面積を有する最終販売事業者には、目標が適用される（第 29 条(11)）。
- 加盟国は、最終販売事業者がリユース義務を共同で達成するために「プール（共同グルー

プ)」を形成することを認めることができる。これにより、例えば人口密集地域や遠隔地にある最大 5 つの最終販売事業者が、リユース義務を分担することが可能になる（第 29 条(12)）。

o 零細企業であり、かつ加盟国で年間 1,000kg を超えない量扱う全ての最終販売事業者は、完全に免除される（第 29 条(13)）。

o 加盟国は、第 29 条(14)及び欧州委員会のガイダンス文書ポイント 25 に規定される条件に基づき、最終流通業者に対し更なる除外を設けることができる。

ある加盟国において、全ての免除規定や柔軟な措置が全面的に適用される場合、飲料に関するリユース目標の達成を義務付けられる最終流通業者の数は限定的なものとなる。こうした最終流通業者は、目標達成に当たって高い柔軟性を享受でき、各国の状況を十分に考慮することが可能となる。

16) 飲料に関するリユース目標は 2030 年から適用されるため、10%という目標に対応するための必要な調整を行う時間が確保されている。欧州委員会は、それまでに得られた経験を踏まえ、2034 年にリユース目標の見直しを行う予定である。欧州委員会はどのような状況下で、特定の包装形態や経済事業者に対し、リユース目標の適用を免除する権限を行使することになるのか？

本規則は、第 29 条に規定される輸送用包装、グループ包装、及び飲料用包装に関するハーモナイズしたリユース目標を補完する委任法を採択する権限を欧州委員会に付与している。こうした委任法は、厳格な法的要件の下で、かつ最新の科学的・経済的進展を考慮する必要がある場合にのみ採択可能である。

委任法を採択する権限は、特定の経済的制約に直面している事業者、又は衛生・食品安全上の問題や環境上の問題によりリユース目標の達成が妨げられる特定の包装形態に対して適用除外を認める場合にのみ行使できる。その際、「より良い規制」に関するガイドラインとツールボックスに規定される適切な影響評価を実施する必要がある。

XIV. プラスチック製キャリーバッグ

1) 堆肥化可能な廃棄物用バッグは、軽量プラスチック製キャリーバッグと見なされるか？

いいえ。第 3 条(1)ポイント(1)の「包装」の定義及び第 3 条(1)ポイント(55)の「プラスチック製キャリーバッグ」の定義の対象となるのは、販売用バッグ（即ちキャリーバッグ）の

みである。

廃棄物用バッグや（ペットの排泄物処理用などの）収集用バッグは「製品」であり「包装」ではないため、PPWR の対象外である。

2) 加盟国は、全ての極めて軽量なプラスチック製キャリーバッグを禁止できるか？

衛生上の目的で必要なもの、又は食品廃棄を防ぐためにバラ売り食品の販売用包装として提供される極めて軽量なプラスチック製キャリーバッグは、PPWR 第 25 条の下では禁止されていない。とはいえ、加盟国は、第 34 条(1)に基づく軽量プラスチック製キャリーバッグの持続可能な削減目標を達成するために、こうしたバッグを禁止することを決定する場合がある。但し、第 34 条(2)は、加盟国に対し、バッグの製造、リサイクル、廃棄時における環境影響や、その意図された用途を考慮することを求めている。いかなる禁止措置（市場制限）も、プロポーショナル리티の原則に適合し、かつ非差別的なものである必要がある。加盟国は、EU 全体又は国内での禁止措置の対象外であるものを含め、全ての極めて軽量なプラスチック製キャリーバッグの消費量について欧州委員会に報告しなければならない。

3) PPWR の下での堆肥化可能なプラスチック製キャリーバッグに関する要件は何か？

堆肥化可能なバッグは、極めて軽量なプラスチック製キャリーバッグであり、かつ衛生上の理由又は食品廃棄を防ぐためのバラ売り食品用として必要なものである場合、第 25 条及び附属書 V ポイント 6 に基づく一般的な包装禁止措置の対象から除外される。その他の「極めて軽量な」又は「軽量な」プラスチック製キャリーバッグの使用は、第 25 条及び附属書 V の下では禁止されていないが、第 34 条(2)に基づき採用される国内での禁止措置やその他の販売制限の対象となる可能性がある。また、加盟国は、EU レベル又は国内レベルで禁止されていない「極めて軽量な」又は「軽量な」プラスチック製キャリーバッグについて、第 9 条(2)(a)に定める条件の下、堆肥化可能であることを義務付ける決定を行うこともできる。

XV. 包装の適合性評価

1) 企業はいつから、PPWR で義務付けられている適合性評価手続きを実施する必要があるか？

原則として、本規則は 2026 年 8 月 12 日から適用される（第 71 条）。但し、特定の主要な規定については、その規定内で指定された日からのみ適用される。義務の発生時期が、必要な施行法や委任法の採択後、一定期間が経過した時点と連動しているケースもいくつかあ

る。これにより、利害関係者や加盟国は対応のための十分な時間を確保できる。適用開始日が具体的に指定されていない規定については、一般的な適用日が適用されるため、企業は 2026 年 8 月 12 日までに適合性評価手続きを実施する必要がある。

2) 附属書 VII では包装の「タイプ」に言及しているが、この文言は附属書 II 表 1 にある「タイプ」と同じ意味か？

適合性評価手順に関する附属書 VII で言及されている「タイプ」という用語は、附属書 II で言及されている「包装のタイプ」とは異なるものである。附属書 VII が指しているのは、個々の包装形態又は個々の包装バッチ／シリーズであり、リサイクル性評価に用いられる包装材料のことではない。

3) 附属書 VIII で言及されている「包装固有の識別」とは、何を意味するのか？ 通常の製品トレーサビリティで十分なのか？

本規則は「包装固有の識別」を規定していない。附属書 VIII で言及されるこの文言は、包装そのものを、その種類、バッチ、又はシリアル番号によって識別する必要があることを意味する。

4) 包装又は包装済み製品について、単一の適合宣言を作成すれば十分か？ それとも、必要な全ての適合宣言をまとめたドシエ作成が求められるのか？

包装済み製品が、EU 適合宣言を必要とする複数の EU 法規（例：食品接触用プラスチック材料及び成形品規則(EU) No 10/2011 第 15 条に基づく適合宣言、又は食品接触材料に関する規則(EC) No 1935/2004 第 16 条に基づく適合宣言など）の対象となる場合、それら全ての EU 法規を網羅する単一の EU 適合宣言を作成できる。その宣言には、対象となる EU 法規及びその公表参照番号を記載する必要がある。また、関連する個別の EU 適合宣言をまとめたドシエの形式をとることも可能である。

従って、単一の適合宣言を作成する必要性の判断については、製造事業者に裁量が認められている。但し、単一の適合宣言を作成する場合、包装と包装済み製品を明確に区別しなければならない。製造事業者は、単一の適合宣言を、個別の適合宣言をまとめた文書として提示するか、或いは単一の文書として提示するかを決定できる。単一の文書として提示する場合であっても、包装済み製品と包装に関する適合性評価はそれぞれ個別に行い、提示する必要がある。

5) 適合性評価は、ボトル、キャップ、ラベルといった包装の各構成要素に対して行うべきか、それとも包装ユニット全体に対して行うべきか？【更新】

適合性評価の実施及び適合宣言の作成は、包装ユニット全体に対して行う必要がある。言い換えれば、ボトル、キャップ、ラベルで構成される包装ユニットの場合、ユニット全体に対して単一の適合性評価及び関連する適合宣言を作成すれば十分だが、その宣言には、当該ユニットを構成する個々の部品に関する関連情報を含める必要がある。

6) リサイクル可能性に関する第 6 条及びリサイクル材含有量に関する第 7 条に規定された適用除外についても、適合性評価手続きが必要か？

リサイクル可能性に関する第 6 条及びリサイクル材含有量に関する第 7 条に規定された適用除外への適合については、適切に評価され、附属書 VII に言及されている技術文書の一部として含められるべきである。

7) 第 15 条(5)にある「型式、バッチ番号、シリアル番号、又はその他の要素」という文言は、製造事業者がこれらの一つのみを表示することを選択できることを示唆しているが、どれを選択すべきか？

この文言は、当該包装を識別できる型式、バッチ番号、シリアル番号、又はその他の要素として理解されるべきである。製造事業者は、これらの中から自由に選択できる。

8) 製造事業者は、自社の包装が流通する可能性のある各加盟国の所轄の官庁に連絡する義務があるか？【更新】

いいえ、製造事業者が自国の領域内で包装を上市したことを所轄の官庁に通知する必要はない。当局による検査が行われる場合、当局から製造事業者に連絡が入る。

製造事業者又は流通業者が、ある加盟国の上市した包装が不適合であることを認識した場合にのみ、関連当局にその旨を通知する必要がある（第 15 条(8)及び第 19 条(5)参照）。製造事業者が、ある加盟国から別の加盟国にある流通業者の倉庫へ製品を納入し、その流通業者が当該倉庫から複数の国の市場へ製品を供給する場合、不適合の疑いについて各加盟国の所轄の官庁に通知する義務は、流通業者にある。

9) EU 整合規格との関連において、「適合の推定」はどのように解釈されるべきか？

PPWD は、包装を上市するためのいくつかの要件（基本要件）を定めている。これらは、PPWR における持続可能性要件の前身と見なすことができる。PPWD の下では、包装が欧州連合官報[28]に掲載されたハーモナイズした規格に適合している場合、これらの基本要件に適合しているものと推定された。

PPWR の下では、既存の整合規格はガイダンスとしてのみ使用可能である（リサイクル(58) 参照）。即ち、これらの規格に基づく適合の推定はもはや認められない。唯一の例外は、PPWD における包装の最小化に関する必須要件に関連するものであり、第 70 条(1)(b)に規定され、2029 年末まで適用される。これは、当該期日までは、関連するハーモナイズした規格を適合の推定に利用できることを意味する。

欧州委員会は、混乱を避けるため、PPWR の適用開始前に、ハーモナイズした旧規格のリストを廃止する正式な措置を講じることを検討する予定である[29]。

PPWR を支援する新規又は改訂されたハーモナイズした規格への適合の推定は、ハーモナイズした当該規格を列挙する欧州委員会の決定が欧州連合官報に掲載された日から、再び可能となる。この参照情報の掲載により、その日以降、適合の推定が適用されることになる。

10) 同一の材料で製造されているもののサイズが異なる包装について、適合宣言は全てのサイズに対して作成すべきか、それとも全サイズを対象とした単一の宣言で十分か？

附属書 VII によれば、製造事業者は包装のタイプごとに書面による適合宣言を作成しなければならない。適合宣言には、その対象となる包装を特定する記載が必要である。関連文書は、第 5 条から第 12 条に規定された持続可能性要件への包装の適合性を評価できなければならない。技術文書には、適用される要件を明記し、評価に関連する範囲において、包装の設計、製造、使用、及び運用を網羅する必要がある。例えば、最小化要件の評価は包装される製品に依存する一方、リサイクル材含有量の評価は包装の重量に依存する可能性がある。

従って、適合宣言は、適用される要件及び包装される製品の観点から包装が同一の特性を有しているレベルで作成されるべきである。それゆえ、製品が異なる場合、製造事業者は上市される全ての包装に対して単一の適合宣言を作成すべきではない。具体的には、同一製品を充填する容器のサイズが異なる場合であっても、そのサイズの違いが第 5 条から第 12 条までの要件への適合性に影響を及ぼさないのであれば、製造事業者はそれらの容器について単一の適合宣言を作成できる。

製造事業者は、包装の量産品が本規則に適合し続けることを保証しなければならない。また、

包装の設計や特性の変更、或いは適合宣や適合性確認の根拠となるハーモナイズした規格やその他のルールの変更によって、再評価が必要となるかどうか検討しなければならない。

11) 輸送用包装についても、適合性評価及び適合宣言が必要か？

輸送用包装に関する適用除外規定はない。実際、パレット、パレットカラー、包装材料（ラップ等）、結束バンドといった全く異なる種類の包装であっても、それぞれ個別に評価を受け、個別の適合宣言を用意する必要がある。

12) 製造事業者が実施したリサイクル性評価が正しいかどうかは、誰が監視するのか？

製造事業者には、リサイクル性性能等級の評価を実施する義務がある。この評価結果は、当該包装が市場に出される前に、技術文書に記載されていなければならない。市場監視当局は、各国の計画に基づいて確認を行い、第 68 条に従って国レベルで定められた制裁措置を適用することになる。

13) PPWR には適合しているものの、各国の要件には適合していない包装を上市した場合、経済事業者は罰金を科されることになるか？

この質問に答えるには、以下の 2 つを区別する必要がある：

1) 第 4 条(3)に基づき採択された各国の追加要件、及び

2) PPWR の特定の条項において明示的に認められている各国の追加要件。

1) のケースでは、罰金は認められない。罰金は経済事業者に対して抑止効果をもたらし、市場参入障壁を生じさせる可能性があるためである。2) のケースでは、加盟国が規則の規定を超える措置を講じる権限を明示的に与えられているため、罰金が認められる。但し、そのような国内法上の罰金であっても、条約の一般原則、特に「プロポーショナリティの原則」を遵守しなければならない、その遵守状況を立証するのは加盟国の責任となる。この立証は、TRIS（技術規則情報システム）への通知の際に行う必要がある。

14) 適合宣言はどの言語で作成する必要があるか？ **【新規】**

適合宣言は、包装製品が供給される加盟国の言語で作成する必要がある。これにより、各国の市場監視当局が求めに応じて内容を確認できるようになる。PPWR 第 39 条(2)に基づき、EU 適合宣言は、「当該包装が上市又は利用可能にされる加盟国が要求する 1 つ又は複数の

言語で作成、又は翻訳」されなければならない。

XVI. 新たなルールの実行（2026 年 8 月 12 日の適用開始直後）

1) 2026 年 8 月 12 日時点で適用されるルールに包装が適合していない場合、その製品は EU 市場から販売禁止されるか？ 【新規】

いいえ。2026 年 8 月 12 日から適用される義務の実行によって、貿易の流れ、サプライチェーン、又は消費者の商品へのアクセスが阻害されるような事態は避けるべきである。

PPWR 第 62 条に基づき、加盟国が同条に規定される不適合の事例を把握した場合、まず当該経済事業者に対し、その不適合を是正するよう求めなければならない。言い換えれば、加盟国側が何らかの措置を講じる前に、経済事業者は不適合が確認された旨の警告を受け、是正措置を講じる機会を与えられる必要がある。

経済事業者によって不適合が是正されず、不適合状態が継続する場合に限り、加盟国は更なる措置（不適合な包装の禁止、回収、又は市場からの撤去など）を講じる権利を行使できる。市場監視当局は、制裁を主眼とするアプローチを取るのではなく、例えば啓発活動、情報提供の要請、或いは適応のための合理的な期間を設けた是正措置の要請などを通じて、責任ある経済事業者による新たなルールの遵守を支援すべきである。

XVII. 廃棄物の発生抑制

1) 包装廃棄物削減目標はどのように実施されるのか？

包装廃棄物削減目標の実施は、各加盟国の責任である。目標を達成すること、及び第 43 条に規定された目標を達成するために必要な廃棄物削減措置を講じることは、加盟国の責務である。本規則は、リユース目標の設定、ティクアウト部門における詰替え及びリユースの義務化、特定の包装の禁止、空隙率の基準を含む包装の最小化要件など、いくつかの包装廃棄物発生抑制措置をハーモナイズさせている。しかし、これらのハーモナイズされた措置の一部を実施することや、第 43 条(1)に規定された目標を達成するために必要な追加的な国内廃棄物発生抑制措置を定めることは、加盟国の判断に委ねられている。

EU のハーモナイズされた措置に加えて適用される国内措置には、第 43 条(5)に概説されているように、経済的インセンティブ、EPR 制度、一般向けの啓発キャンペーンなどが含まれ得るが、これらに限定されるものではない。また、これらの措置には、欧州委員会のガイダンス文書でも説明されている第 29 条(15)及び(16)の条件に従うことを前提として、より高い又は追加的なリユース目標など、経済事業者に対する追加的な義務が含まれる場合も

ある。第 43 条(5)に基づき、国内の実施措置は、均衡がとれた非差別的なものでなければならない。また、包装廃棄物削減の目標を達成するために、リサイクル適性などの他の持続可能性要件を満たさない、より軽量の包装材料への転換を招くようなものであってはならない。

2) 加盟国が廃棄物発生抑制目標を達成できなかった場合はどうなるか？

各加盟国は、2018 年の一人当たりの包装廃棄物発生量（決定 2005/270/EC に基づき欧州委員会に報告された数値）と比較して、一人当たりの包装廃棄物発生量を、2030 年までに少なくとも 5%、2035 年までに 10%、2040 年までに 15%削減しなければならない。欧州委員会は、加盟国から報告された包装廃棄物発生量データに基づき、これらの目標の達成状況を監視する。加盟国が目標を達成できない場合、欧州委員会による適切な執行措置の対象となる可能性がある。

3) 廃棄物削減目標は、加盟国で発生する全ての包装廃棄物を対象とするのか、それとも家庭系包装廃棄物のみを対象とするのか？

PPWR は、産業、その他の製造、小売・流通、オフィス、サービス、家庭のいずれに由来するかを問わず、全ての包装及び全ての包装廃棄物に適用される。包装廃棄物発生量の算定に関する規定（第 53 条(2)を参照）は、加盟国の領域内で発生する全ての包装廃棄物を対象としている。従って、加盟国から欧州委員会に報告される包装廃棄物発生量の統計データは、加盟国の領域内で発生する全ての包装廃棄物を網羅する。

第 43 条をどのように実施するか、また同条で定められた廃棄物削減目標を達成するためにどのような措置を講じるかは、加盟国の判断に委ねられている。加盟国は、特定の種類の廃棄物を国の廃棄物発生抑制目標の対象から除外し、家庭系包装廃棄物だけに重点を置くことも可能である（但し、それによって目標達成が可能であると判断する場合に限る）。加盟国は、家庭系包装廃棄物の管理と、産業・商業系包装廃棄物の管理について、それぞれ個別のシステムを維持できる（第 43 条(3)）。

4) 加盟国は、廃棄物削減目標を達成するために導入しようとする国内ルールについて、TRIS（技術規則等に関する通報手続）を通じて通知する義務を負うのか？

指令(EU) 2015/1535[30]は、加盟国に対し、製品（及び情報社会サービス）に関する技術規則の草案を国内法として採択する前に、欧州委員会へ通知する義務を課している。

「技術規則」という用語は、広義に解釈されるべきものである。これは、加盟国が定める「情報社会サービス」に関する技術仕様、その他の要件又はルールを意味する。これらは、製品の販売・使用、サービスの提供、又はサービス事業者の設立に際して、法的に、或いは事実上、遵守が義務付けられるものである。また、製品の製造、輸入、販売若しくは使用、或いはサービスの提供若しくは使用、又はサービス提供者としての設立を禁止する規制や行政規定も含まれる。従って、技術規則に該当する新たな実施措置の草案は全て、技術規則情報システム（TRIS）[31]において通知されなければならない。加盟国は、当該規則に適合している既存の国内措置について、TRIS 通知手続に基づき再通知を行う必要はない。

加盟国による通知は草案段階、即ち実質的な修正が依然として可能な準備段階で行われる（指令(EU) 2015/1535 第 1 条(1)g）。

通知されなかった国内技術規則については、国内裁判所によって個人に対して適用不能であると宣言される可能性がある[32]。

5) 包装廃棄物削減目標を達成するために採択された国内措置が、「包装廃棄物削減という目標を達成するために、より軽量の包装の使用へと移行させること」につながらないようにし、かつ、そのような措置が「発生するプラスチック包装廃棄物の量を削減する」ものでもあるように確保する義務。

この義務は加盟国に課されており、加盟国は、PPWR 第 42 条(2)に基づき採択された廃棄物発生抑制プログラム及び TRIS 通知手続において、この結果をどのように達成するかを報告しなければならない。欧州委員会是一般的な監視権限を有しており、追加のガイダンスを提供することで加盟国を支援することを決定する場合もある。但し、欧州委員会は、この規定の実施に関するガイダンスを提供する特定の権限を有しているわけではない。

XVIII. 生産者拡大責任

1) 零細企業は、生産者拡大責任（EPR）義務の対象から除外されているか？

PPWR や指令 2008/98/EC（廃棄物枠組み指令：WFD）において、零細企業を EPR 責務の対象から一律に除外する規定はない。全ての生産者は、加盟国の領域内で最初に市場に供給する包装の廃棄物管理について責任を負う。これには、第 44 条に基づき、当該加盟国の生産者登録簿への登録及び報告を行うことが含まれる。

小規模な生産者の事務的負担を軽減するため、PPWR では、加盟国の市場に供給する包装の量が年間 10 トン未満の生産者に対して、報告義務を軽減する措置を定めている。更に、

加盟国及び生産者責任機関（PRO）は、生産者の出身地や規模に係らず公平に扱う必要があり、小規模な生産者に不釣り合いな負担を課してはならない。

PPWR の適用後も、加盟国は WFD で定められた通り、小規模な生産者に対してより低い行政手数料を適用する権利を維持する。WFD では、適切な廃棄物管理及び拡大生産者責任制度の経済的存続可能性を確保する必要性から正当化される場合、加盟国は以下の規定を設けることができるとしている：

- EU法規の下で設定された廃棄物管理の目標及び目的を達成するために構築された拡大生産者責任制度の場合、製品の生産者が必要な費用の少なくとも 80%を負担すること。
- 加盟国の国内法の下に基づいて設定された廃棄物管理の目標及び目的を達成するために、2018 年 7 月 4 日以降に構築された拡大生産者責任制度の場合、製品の生産者が必要な費用の少なくとも 80%を負担すること。
- 加盟国の国内法の下に基づいて設定された廃棄物管理の目標及び目的を達成するために、2018 年 7 月 4 日より前に構築された拡大生産者責任制度の場合、製品の生産者が必要な費用の少なくとも 50%を負担すること。
- 但し、残りの費用は、当初の廃棄物排出者又は流通業者が負担すること。この特例措置は、2018 年 7 月 4 日より前に構築された拡大生産者責任制度の下で製品の生産者が負担する費用の割合を引き下げるために使用できない。

PPWR では、包装の「生産者」とは、文脈や、当該包装が輸送用、販売用、集合包装、一次包装、又はサービス包装のいずれであるかに応じて、包装の製造事業者、輸入事業者、又は販売事業者のいずれかを指すと定めている。製造事業者が零細企業であり、かつその製造事業者が当該包装の「生産者」でもある場合、包装の販売事業者が同一の加盟国に拠点を置いているならば、当該製造事業者は EPR 要件の適用が免除される。

2) PPWR は、各国の EPR 制度をどの程度ハーモナイズさせるものか？

PPWR は、複数の加盟国で包装や包装済み製品を販売する経済事業者の事務負担を軽減するため、EPR に関する特定の行政的義務をハーモナイズさせるものである。これらの要件は、登録、報告の期限及び頻度、並びに報告が必要なデータのきめ細かさに関連する。

また、PPWR は、加盟国における「生産者」の定義についてもハーモナイゼーションを図っている。企業が EPR 義務を負うかどうかは、包装の種類や販売手法によって決定される。

生産者の定義がどのように適用されるかについての詳細は、本文書ポイント II に記載されている。

最後に、PPWR は EPR 拠出金の「環境配慮型調整」に関する基準もハーモナイズさせる。この環境配慮型調整は、第 6 条で定められたリサイクル性の性能等級に基づいて行われる。加盟国は、自国の EPR 制度に環境配慮型調整の枠組みを適用する際、リユース可能性やリサイクル材含有率といった追加の基準を用いることが認められている。

その他の領域については、各国の状況や法制度に応じて EPR 制度や廃棄物管理の仕組みを構築する上で、加盟国は引き続き広範な裁量を有している。

3) 生産者が生産者登録簿への報告を行わなければならない最初の暦年はいつか？

全ての加盟国は、生産者が登録及び報告を行うための生産者登録簿を設置しなければならない。欧州委員会は、2026 年 2 月までに、EPR 登録簿への登録及び報告の様式を定める施行法を採択する（PPWR 第 44 条(14)）。加盟国は、当該法の採択後 18 ヶ月以内に登録簿を設置する必要がある（PPWR 第 44 条(1)）。

生産者は、前暦年（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の活動について 6 月までに報告を行う必要がある。従って、生産者は、新たなハーモナイズしたルールに基づき、2030 年 6 月 1 日までに初めて各国の EPR 登録簿へ報告を行うことになる。

4) オンラインプラットフォームが販売事業者に代わって遂行できる活動の範囲はどのようなものか？

生産者からの書面による委任に基づき、オンラインプラットフォームは、包装又は包装された製品が消費者に直接提供される各加盟国において、EPR 料金の支払いを代行することができる（PPWR 第 45 条(4)）。但し、EPR 登録及び報告の責任を負うのは、あくまで生産者、又はその PRO（生産者責任機関）若しくは公認代理人である。生産者が当該プラットフォームを「公認代理人」として指名しない限り、オンラインプラットフォームがこれらの義務を生産者に代わって履行することはできない。

5) オンラインプラットフォームは、生産者にプラットフォームの利用を許可する前に、各生産者を確認する必要があるか？

EPR 義務に関する「タダ乗り」を防ぐため、またデジタルサービス法（DSA）[33]の義務

に沿う形で、PPWR は次のように規定している。即ち、消費者が生産者と遠隔契約を締結することを可能にするオンラインプラットフォームは、生産者から以下の情報を入手しなければならない：(a) 消費者が居住する加盟国の EPR 登録簿に登録されていることの証明、及び (b) 包装に関する EPR 義務が履行されていることを確認する自己宣言。

オンラインプラットフォームは、生産者にプラットフォームのサービス利用を許可する前に、これらの情報を入手しなければならない。また、オンラインプラットフォームは、オンラインで利用可能なデータベースやオンラインインターフェースを使用又は照合することにより、提供された情報が信頼でき、かつ完全なものであるかどうかを評価するため最善の努力を払わなければならない (PPWR 第 45 条(6))。これには、生産者に対して証拠書類の提出を求めることも含まれ得る (PPWR 第 45 条(8))。「最善の努力」を尽くすことには、通常、生産者から提供された情報と生産者登録簿のデータとを照合・確認することが求められる。

6) 加盟国は、拡大生産者責任 (EPR) の義務の遵守状況を監視するために、PPWR で規定されている範囲を超えて情報の提供を求めることができるか？ 【新規】

PPWR は、生産者が加盟国の生産者登録簿に登録を行う際、及び当該加盟国において市場に供給・回収・リサイクルされた包装の量を報告する際に提供すべき情報を統一的に定めている。

PPWR 第 44 条(5)に基づき、加盟国は、同規則第 VIII 章に規定される拡大生産者責任の義務の遵守状況を監視する目的において必要かつ均衡が取れている場合、登録手続きのために、同規則で規定されているもの以外の追加情報や書類の提出を求めることができる。

加盟国は、第 40 条(2)に規定される EPR 義務が遵守されるよう、必要なルールを定めなければならない。当該ルールには、以下の事項を含める必要がある：

- (a) 第 44 条に基づく生産者の登録
- (b) 第 44 条(7)及び(8)に基づく報告要件の体制整備及び監視
- (c) 第 45 条に基づく拡大生産者責任の義務の履行に対する監督
- (d) 第 47 条に基づく拡大生産者責任の履行に関する承認
- (e) 第 56 条に基づく情報の提供

PPWR 第 VIII 章に定められた包装及び包装廃棄物の管理に関する義務の執行を目的とし、かつ PPWR において統一的な規定がなされていない範囲において、加盟国は、必要かつ均衡がとれている限り、PPWR で定められている範囲を超えて情報の提供を求めることができる。

XIX. 回収・収集システム

1) リサイクル材への優先的アクセスは、実際にはどのように運用されるのか？

収集システムやリサイクル施設は、リサイクル材の特性が維持又は回復され、量・品質・機能の損失を最小限に抑えつつ、更なるリサイクルや同様の用途へのリユースが可能な形で使用される場合、当該リサイクル材への優先的アクセスを提供する可能性がある（PPWR 第 48 条(2)）。

この規定の目的は、経済事業者が PPWR に基づくプラスチック包装のリサイクル材含有率要件を遵守できるよう支援することにある。従って、加盟国はプラスチック包装に関してそのようなシステムを構築することができる。

そうしたシステムが構築される場合、プラスチックリサイクル材への優先的アクセスは市場価格で付与されるべきである。優先的アクセスが与えられるリサイクル材の量は、特定の期間内に当該経済事業者によって加盟国の領域内で市場に供給された包装の量に対応するものである必要がある。優先的アクセスシステムを構築することを決定した加盟国は、これらの条件が遵守され監視されることを保証し、TRIS（技術規則情報システム）を通じて当該システムを通知しなければならない。

2) 包装が「分別収集」されるとはどういうことか？

分別収集は、廃棄物枠組み指令（WFD）において、「特定の処理を容易にするために、廃棄物の流れを種類や性質ごとに分けて収集すること」と規定されている。加盟国は、廃棄物階層原則に従い、かつリユースのための準備や高品質なリサイクルを促進するような形で、包装廃棄物の分別収集を行うためのシステムやインフラが整備されるようにしなければならない。より広範には、加盟国は、第 52 条に定められたリサイクル目標を達成するのに十分な量の包装材料が収集されるようにしなければならない、そのために義務的な収集目標を設定しなければならない。

分別収集に関する要件は様々である。例えば、第 50 条におけるプラスチック製及びアルミ

ニウム製のシングルユース飲料用包装の分別収集は、デポジット返還システムにおける収集を指している。

第 50 条(1)に基づく分別収集要件の遵守、及び「大規模」な実施方法の確立を目的とした分別収集の計算・報告要件については、第 56 条(7)に基づき 2027 年 2 月 12 日までに採択される施行法において規定される予定である。

3) 複合包装は、リサイクル目標の計算においてどのように扱われるか？

第 53 条(3)に基づき、加盟国は、複合包装の構成要素である全ての材料を基準として、当該包装のリユース・リサイクル目標を算定しなければならない。第 53 条(4)項に基づき、特定の材料が包装単位の構成要素としてごく僅かな部分（いかなる場合も包装単位の総質量の 5%以下）を占めるに過ぎない場合、加盟国はこの要件の適用を除外することができる。この 5%という閾値は、包装単位の総質量に適用される。

4) 「鉄系金属」、「鉄系金属（ブリキを含む）」、及び「鋼」という用語は、全て「ブリキを含む鉄系金属」と同義か？

「鉄系金属（ブリキを含む）」という用語は、PPWR において、加盟国によるリユース可能包装に関する報告の文脈でのみ使用される。また、この用語は、DfR（リサイクル設計）基準が策定される材料及び形態に関する附属書 II 表 1 でも言及されている。

整合性を確保する観点から、附属書 XII 表 3 における「鋼」という用語、並びに第 52 条(1)(b)及び(d)と附属書 XII 表 1 で使用されている「鉄系金属」という用語には、ブリキも含まれる。

XX. デポジット返還システム

1) デポジット返還システム（DRS）の構築義務の免除は、2 種類の飲料用包装に対して個別に適用されるか？

シングルユースプラスチック飲料ボトル及び金属製飲料容器に対する 90%の分別回収目標は、2029 年 1 月 1 日までに適用される 2 つの個別の回収目標である。従って、DRS への組み込み義務の除外については、それぞれの形態ごとに個別に取得する必要がある。

第 50 条(5)は、PPWR の適用範囲内にあるシングルユースプラスチック製飲料ボトル又は金属製飲料容器の全量の 80%超を 2026 年までに回収する加盟国は、DRS を構築する義務

を免除され得る旨を定めている。また、加盟国は除外申請を欧州委員会に通知する際、DRS を構築せずに 2029 年までに 90%の分別回収目標を達成するための具体的な措置を提示する必要がある。

2) 加盟国は DRS に関し独自の国内要件を定めることができか？

PPWR 第 50 条(9)に基づき、加盟国は、EU の機能に関する条約を遵守し、かつ PPWR に従って行動することを条件として、第 50 条及び附属書 X に規定された最低要件を超える DRS の規定を採択できる。

例えば、加盟国は、シングルユースガラス製飲料ボトルや飲料用カートン（紙パック）を対象とする DRS を構築又は維持することが推奨される。また、ワイン、蒸留酒、乳製品など、第 50 条(4)の下では DRS の対象とすることが義務付けられていない飲料や、その他の製品を対象に含めることも可能である。但し、加盟国は、そのような規則が域内市場に及ぼす影響に留意し、欧州委員会の「飲料包装、デポジット・システム及び物品の自由移動」(2009/C 107/01) に関するコミュニケーションにおける勧告を考慮する必要がある。加盟国は、リユース可能な包装、特にリユース可能なガラス製飲料ボトルに対する DRS を促進すべきである。

加盟国は、エンドユーザーにとって包装の返却が利便性の高いものとなるよう確保しなければならない。また、本規則の目的を達成し、回収された包装廃棄物の純度を高め、ポイ捨てを削減するために、追加の最低要件を定めることができる（PPWR 第 50 条(9)）。

3) 附属書 X における「国境を越える取引が活発な地域」とは何を意味しますか？

附属書 X は、国境を越える取引が活発な地域を有する加盟国に対し、以下のことを求めている。即ち、自国の DRS において、指定された回収地点で他の加盟国の DRS 対象包装を回収できるようにすること、及び、包装購入時にエンドユーザーに課されたデポジット返還を可能にするよう努めることである。

加盟国は、附属書 X に定める最低要件への適合を確保する際、この要件が適用されるかどうかを評価する必要がある。この最低要件は 2025 年 2 月 11 日以降に構築される DRS に適用される。一方、既存の DRS については、2029 年 1 月 1 日までに 90%の分別回収目標が達成されなかった場合に限り、2035 年 1 月 1 日から当該要件を適用する必要がある（PPWR 第 50 条(11)）。DRS を構築する加盟国が増加していることを踏まえると、飲料容器の分別回収を確実にするために、各 DRS 間での国境を越えた連携の必要性が高まるものと考えら

れる。欧州委員会は、異なる加盟国の DRS 間の相互運用性を強化するため、2038 年までに加盟国と協力して、こうした措置に関する適正規範を評価しなければならない（PPWR 第 50 条(11)）。

4) 全ての DRS は非営利でなければならないか？

2025 年 2 月 11 日以降に構築される、プラスチック製及び金属製のシングルユース飲料ボトルを対象とする DRS は、附属書 X ポイント f に規定される最低基準に基づき、非営利でなければならない。

2025 年 2 月 11 日以前に構築された DRS については、最初の見直し時、又は遅くとも 2029 年 1 月 1 日までに、当該加盟国が 90%の分別回収目標を達成できなかった場合に限り、2035 年 1 月 1 日までに非営利とすることが求められる（PPWR 第 50 条(11)）。

5) 牛乳、ワイン、蒸留酒の容器も、90%の分別回収目標の対象外となるか？

第 50 条(4)に基づき、牛乳・乳製品、ワイン（又はワイン類似製品）、及び蒸留酒が入ったシングルユースプラスチック飲料ボトルや金属容器は、DRS の対象とする要件から除外される。但し、これらの製品は、第 50 条(1)に基づく分別回収目標の算定には含めなければならない。更に、これらの製品の容器を自国の DRS に含めるかどうかについては、加盟国に裁量が認められている。

6) シングルユース容器包装のデポジット返還システムは、EPR の義務を遵守するために、生産者に代わって登録や報告を行うことができるか？ 【新規】

PPWR 第 50 条に基づき設立されたシングルユース容器包装のデポジット返還システムのうち、生産者責任機関（PRO）と同等の組織的、技術的、及び財政的な体制を備えているものは、当該システムに参加する生産者に代わり、PPWR 第 44 条(1)に基づき設置された生産者登録簿への登録及び報告を行うことができる。

EU への連絡方法

直接訪問する場合

欧州連合（EU）全域に数百の「ヨーロッパ・ダイレクト（Europe Direct）」センターが設置されている。最寄りのセンターの住所はオンライン（european-union.europa.eu/contact-eu/meet-us_en）で確認できる。

電話又は書面による連絡

「ヨーロッパ・ダイレクト」は、EU に関する質問に回答するサービスである。以下の方法で連絡できる。

- フリーダイヤル：00 800 6 7 8 9 10 11（通信事業者によっては通話料がかかる場合がある）
- 通常番号：+32 22999696
- 問い合わせフォーム：european-union.europa.eu/contact-eu/write-us_en

EU に関する情報の入手

オンライン

EU に関する情報は、EU の全ての公用語で「Europa」ウェブサイト（european-union.europa.eu）から入手できる。

EU の刊行物

EU の刊行物は、op.europa.eu/en/publications で閲覧又は注文できる。

無料の刊行物を複数部入手したい場合は、「ヨーロッパ・ダイレクト」又は近くの資料センター（european-union.europa.eu/contact-eu/meet-us_en）に連絡されたい。

EU 法及び関連文書

1951 年以降の全ての EU 法（全公用語版を含む）など、EU の法務情報にアクセスするには、EUR-Lex（eur-lex.europa.eu）を利用されたい。

EU のオープンデータ

ポータルサイト data.europa.eu では、EU の機関、組織、及び専門機関が提供するオープンデータセットにアクセスできる。これらは、営利・非営利を問わず、無料でダウンロードしてリユースすることができる。また、このポータルでは、欧州各国の豊富なデータセットにもアクセス可能である。